

大阪信用保証協会の現況

DISCLOSURE 2025

令和7年度版



大阪信用保証協会
Credit Guarantee Corporation of Osaka

ごあいさつ

平素は、当協会の業務運営につきまして格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

このたび、ディスクロージャー誌「大阪信用保証協会の現況(令和7年度版)」を作成いたしました。当協会のしくみや業務内容、各種取組みについてご高覧いただき、信用保証制度のより一層のご活用にお役立ていただければ幸いに存じます。

さて、大阪では、2025年日本国際博覧会(大阪・関西万博)が、「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマに開催されています。企業等の新たな技術や取組みを世界に向けて発信する機会になり、これを契機に、時代を先取りした技術や商品、生活様式が創出されればと思いますし、中小企業の振興やインバウンドの増加等により、大阪・関西のさらなる発展につながることを期待しているところです。

一方、府内中小企業者の皆さまを取り巻く経営環境は、原材料価格の高騰や人手不足、不安定な為替相場等の影響を受け、依然として厳しい状況が続いています。加えて、金利のある世界への転換や米国の関税政策等により、先行きの不確実性も一層高まっています。追い風と向かい風が入り交じるなか、状況の変化を迅速に把握し、柔軟かつ的確に対応していくことが、これまで以上に求められています。

こうしたなか、当協会は「金融と経営のトータルサポーター」として、個々のお客さまの課題やニーズを早期に把握し、資金繰り支援にとどまらず、経営改善支援や再生支援等、実情に応じた総合的な支援に、組織一丸となって取り組んでまいりました。

令和7年度においても、創業・事業承継、経営改善および再生といった各局面への支援に加え、SDGsへの対応や経営者保証改革の推進等を通じて、成長の後押しや課題解決に取組み、万博のテーマでもある持続可能な地域社会の実現に貢献してまいります。

今後も、時代や世の中のニーズに応え、皆さまのお役に立ち、信頼される協会を目指してまいりますので、引き続きご支援とご協力を賜りますようお願いいたします。

令和7年7月

理事長 新井 純

Credit Guarantee

目次

Contents

1	当協会の概要	当協会の概要
	主要事項 信用保証協会の目的、信用保証理念 経営理念、基本方針	
4	中期事業計画と経営計画	中期事業計画と 経営計画
	第7次中期事業計画[令和6年度～令和8年度] 令和7年度経営計画	
10	当協会の取組み	当協会の 取組み
	経営サポート態勢 金融支援 創業支援 経営支援 経営改善支援・再生支援 広報 その他	
31	信用保証のしくみ	信用保証の しくみ
	信用補完制度のしくみ 信用保証制度のしくみ、信用保険制度のしくみ、損失補償制度のしくみ 責任共有制度のしくみ	
34	個人情報保護宣言・コンプライアンス	個人情報保護宣言・ コンプライアンス
	個人情報保護宣言 コンプライアンス	
39	信用保証の利用概要	信用保証の 利用概要
	保証業務の流れ 信用保証の対象 信用保証料 主な金融機関経由保証 主な大阪府中小企業向け融資制度保証	
52	令和6年度事業報告	令和6年度 事業報告
	令和6年度事業概況 令和6年度貸借対照表 令和6年度収支計算書 キャッシュ・フロー計算書(要約) 令和6年度信用保険・損失補償 基本財産	
60	信用保証実績	信用保証実績
	各種統計	
66	組織機構	組織機構
67	お問い合わせ窓口・関係機関	お問い合わせ窓口・ 関係機関

《本誌をご覧いただくにあたってのおことわり》

表中の金額については四捨五入により表示しています。個々の合計金額が合計欄の金額と一致しない場合があります。
本文中の今年度については、令和6年度のことをいいます。

信用保証協会の目的

信用保証協会は、「信用保証協会法(昭和28年8月10日法律第196号)」に基づく法人で、中小企業者が事業に必要な資金を借り入れる際、その公的な保証人になり、企業の健全な発展を支援することを目的としています。

信用保証理念

信用保証協会は

- ①事業の維持・創造・発展に努める中小企業者に対して、
- ②公的機関として、その将来性と経営手腕を適正に評価することにより、企業の信用を創造し、「信用保証」を通じて、金融の円滑化に努めるとともに、
- ③相談、診断、情報提供といった多様なニーズに的確に対応することにより、中小企業の経営基盤の強化に寄与し、
- ④もって、中小企業の振興と地域経済の活力ある発展に貢献する。

中小企業のために

我国の産業社会において、事業所・従業員数の大半を占めている中小企業は経済活力の源泉であり、雇用を支え、地域経済に貢献する重要な役割を果たしています。

信用保証協会は信用保証協会法に基づき設立された公的機関として、経営に真面目に努力し、自らの力で企業発展をはかる中小企業に対し、金融上の公的保証人となって、中小企業と金融機関を結ぶパイプ役を果たしています。



金融機関とともに

信用保証協会は、中小企業への融資に際し公的保証人となることにより、金融機関のベストパートナーとして、金融機関とリスクを分担し、金融の円滑化および経営支援を通じて中小企業の成長、発展を支援する役割を果たしています。

経営理念

当協会は、「大阪府内の中小企業者に役立ち、信頼される保証協会になる」ことを目指し、金融機関と連携し、信用保証を通じ、中小企業金融の円滑化を図り、大阪の産業振興と経済発展に尽くすことで社会に貢献します。

公共性・社会的責任を自覚しつつ、信用補完制度維持発展のため、健全経営を推進いたします。

基本方針

「経営理念」の実現に向けて、「基本方針」を定めています。

1. 適正・迅速な「信用保証」を提供する

- 1) 真面目に経営努力を続ける中小企業の成長・発展を支援するため、その必要事業資金について、適正・迅速な保証を行う。
- 2) 自主・公正な公的機関として、不正利用、第三者、暴力団等反社会的勢力の介在・介入を排除し、適正保証を推進する。

2. 信頼される業務運営を行う

- 1) 中小企業の良きパートナーとして、信頼される信用保証協会を目指し、多様化する中小企業等のニーズに的確に応えるため、関係機関との連携強化に努め、質の高い業務の推進と親切・丁寧なサービスの提供を行う。
- 2) 職員の自己啓発を支援するとともに、業務研修を通じて、職員一人ひとりの資質の向上と組織の活性化を図り、業務のサービスの拡充を行う。
- 3) ご案内パンフレット・Webサイト・情報公開誌等の広報媒体を積極的に活用し、信用保証制度の周知を図り、信用保証協会とその業務、サービスの普及に努める。

3. 健全な経営・強固な経営基盤を確立する

- 1) 信用補完制度の安定した運営と発展を図るため、健全経営に邁進し、将来に向けて強固な経営基盤を確立する。
- 2) 情報システムを有効に活用するなど、創意と工夫に努め、経営の合理化・効率化を図る。



第7次中期事業計画 [令和6年度～令和8年度]

大阪信用保証協会は、信用保証業務を通じて、府内中小企業者の金融の円滑化、事業活動の創造・維持・発展をサポートすることにより、大阪の産業振興と経済発展に努めてまいります。

令和6年度から令和8年度までの3年間で、コロナ禍から復興しアフターコロナへ移行する過渡期と位置づけ、「金融と経営のトータルサポーター」としてのミッションを定め、大阪府内中小企業者を支援します。

「金融と経営のトータルサポーター」としてのミッション

- ゼロゼロ保証の着実なソフトランディング
- 顧客の多様な課題の解決
- 創業・事業承継、生産性向上、SDGsへの取組み等、チャレンジする事業者の応援
- 経営者保証改革への対応
- 今後も起こり得る災害や危機時におけるセーフティネット機能の発揮

これらを達成するため、以下の事項に取り組めます。

1. 適正保証の推進と安定的かつきめ細やかな資金供給・資金繰り支援

- ・ 金融機関との連携を一層密にし、リスク分担に努め、適正保証を推進します。また、提携保証を中心に迅速な資金供給に努めます。
- ・ 未だ業況が回復せず借入返済負担が大きい先に対して、借換等で資金繰りを支援することにより、経営改善に取り組むための時間を創出します。
- ・ 創業や事業承継等、中小企業者のライフステージにおける資金需要にきめ細やかに対応します。また、生産性向上やSDGsへの取組みにチャレンジする中小企業者へ、積極的な資金供給を図ります。
- ・ 経営者保証を不要とする保証制度について広く周知し、利用促進を図ります。
- ・ 大規模な経済危機、災害等が発生した際には、顧客に寄り添った対応に一層努めるほか、迅速・柔軟な資金供給を図ることで、セーフティネット機能を発揮します。

2. 経営支援・経営改善支援・再生支援等の推進

- ・ 地域の事業者支援におけるハブ機能を発揮し、金融機関や関係支援機関等と連携することにより、顧客の多様な課題にワンストップで対応することに主体的に取り組めます。
- ・ 中小企業活性化協議会等との連携を一層強化することで、経営改善や再生が必要な顧客への早期支援に努めます。また、経営者保証ガイドライン等を活用した債務免除の適正かつ円滑な運用に努めます。
- ・ 当協会の経営支援については、経営サポート事業を中心に展開していることから、当該事業の実施先と、案内したが希望しなかった未実施先に係る指標(対売上キャッシュフロー率、デフォルト率、代位弁済遷移率)を比較することにより、その効果を検証します。

3. 地方創生への貢献

- ・ 創業者や事業承継が必要な顧客に向けてイベントやセミナー等を行い、必要な情報・ノウハウを提供します。

4. 求償権管理の強化・効率化

- ・ 早期に債務者等の状況を把握し、実情に応じた効果的な回収に着手します。
- ・ 債務者等の返済能力を見極め、効率的な回収に努めます。

5. 経営基盤等の強化・充実

- ・ インターンシップ等を活用して優秀な人材を獲得するとともに、職員数の増員を図ります。また、経営支援業務やシステム関係においては即戦力となる人材確保をめざします。
- ・ 建物の経年劣化が進んでいる東大阪支店について、移転計画を進めます。
- ・ 危機管理態勢を維持・強化するため、事業継続計画の見直しを検討するとともに、BCP推進会議の開催等により危機管理意識の向上を図ります。

6. 顧客サービスの向上、広報の強化・充実

- ・ 顧客満足度向上のため、引き続き「お客さまアンケート」を実施し、顧客ニーズを踏まえた業務改善に取り組みます。
- ・ 協会の認知度と信用補完制度、信用保証制度への理解度向上のため、WebサイトやLINE等を活用し、積極的な広報活動を展開します。

7. コンピュータシステムの安定運用、機能強化とORBITシステムのあり方の検討

- ・ 保証協会コンピュータサービス(株)との連携やシステム部門の人材育成を通じて、ORBITシステムの安全かつ安定的な運用に努めます。
- ・ 保証協会コンピュータサービス(株)と連携し、ORBITシステムのあり方や、あらたな開発について検討を進めます。

令和7年度経営計画

業務環境

大阪府内の景気動向は、個人消費や設備投資に持ち直しの動きがみられ、緩やかな回復基調にあります。一方、長引く原材料高や人手不足等の影響もあり、大阪府内の企業倒産件数が増加しているほか、国内外の金融政策の動向や地政学的リスク等による影響が懸念されるなど、依然として先行きは不透明です。なお、明るい材料としては、大阪・関西万博の開催や、「うめきた」再開発等を契機とするビジネス機会の拡大等が見込まれ、大阪経済の活性化が期待されています。

業務運営方針

中小企業者を取り巻く環境は依然として不透明であり、改善の遅れが事業継続を困難にさせる要因にもなっていることから、金融機関や関係支援機関と連携し、一歩先を見据えた事業者支援に主体的に取り組むことが一層重要となっています。

このため、令和7年度も前年度に引き続き、「金融と経営のトータルサポーター」として、以下に掲げる事項に取り組んでまいります。

1 適正保証の推進と安定的かつきめ細やかな資金供給・資金繰り支援

- 役職員による金融機関訪問・面談および説明会等を通じ、金融機関との連携を一層密にし、責任共有制度を中心に適正保証を推進します。
- 金融機関によるプロパー融資やモニタリングといった協調支援の拡大を図るため、あらたに取扱いを開始する協調支援型特別保証を推進します。
- 未だに業況が回復せず借入の返済負担が大きい先等に対して、経営改善・再生計画の策定を促し、あらたに取扱いを開始する経営改善サポート保証（経営改善・再生支援強化型）（以下、「経営改善サポート保証」という。）等を活用して、金融と経営の一体支援に努めます。
- 創業や事業承継等、中小企業者のライフステージにおける資金需要に対し、ニーズに応じてきめ細やかに対応します。
- 社会課題解決や生産性向上にチャレンジする中小企業者に対し、SDGs 推進保証「ウイング」等を活用して、積極的な資金供給を行います。
- 経営者保証に依存しない融資慣行の確立に向け、経営者保証を不要とする各種制度の周知を図り、適切な運用と利用促進に努めます。
- 大規模な経済危機、災害等が発生した際には、顧客に寄り添った対応に一層努めるほか、セーフティネット保証等を活用した迅速・柔軟な資金供給を図ります。
- 大阪府警等関係機関と緊密に連携することにより、反社会的勢力の排除および不正利用防止について組織を挙げて厳格に対応します。

2 経営支援・経営改善支援・再生支援等の推進

- 保証、期中管理、経営支援、調整・管理回収および再生支援の各部門がオール協会の態勢で、支援の必要な顧客へ主体的かつ早期にアプローチします。
- 協会にて支援が必要と判断した顧客を対象とするプッシュ型アプローチと、金融機関にて支援が必要と判断した顧客を対象とするプル型アプローチにより、とりこぼしのない支援に努めます。
- 金融機関や関係支援機関とエリアごとに意見交換会や個別相談会等を開催するなど、地域の事業者支援態勢におけるハブ機能の強化を図ります。
- 中小企業活性化協議会等、関係支援機関への派遣研修を通じ、職員の計画策定や再生支援に関するスキル向上を図ります。
- 各部支店とソリューション推進室が連携し、支援が必要な先を掘り起こすとともに、企業面談を通じて顧客と信頼関係を構築したうえで、早期に経営改善に着手することを働きかけます。
- 国が実施している「経営改善計画策定支援事業（通称：405 事業）」および「早期経営改善計画策定支援事業（通称：Vアップ事業）」における計画策定費用のうち、事業者負担部分への独自の費用補助を引き続き実施します。
- 経営課題を有する顧客に対して、外部専門家を派遣し、経営診断や経営改善計画策定を支援します。加えて、計画の実行性を高めるためフォローアップを実施し、必要な先には、計画の見直しを含めた支援に努めます。
- 経営サポート会議を通じ、協会が中小企業者と金融機関・関係支援機関との間に立って調整機能を果たします。また、経営サポート会議を経て経営改善サポート保証に取組み、中小企業者の金融取引の正常化に努めます。
- 条件変更先等、業況が厳しい先に対しても、資金繰り改善のための条件変更や借換だけでなく、各種経営支援メニューを早期に提案することにより、金融取引の正常化と経営改善の実効性を高めます。
- 中小企業活性化協議会や再生支援に注力する金融機関と早期の段階で連携し、意見交換会や個別相談等を通じて目線を合わせ、協働して顧客へのアプローチを行います。
- 意欲をもって事業を継続し、誠実に返済を進める中小企業者等に対し、求償権消滅保証や求償権放棄、不等価譲渡、DDS（債権の資本的劣後化）による再生支援のほか、経営者保証ガイドライン等を活用した保証債務免除に取組みます。
- 当協会の経営支援については、経営サポート事業を中心に展開していることから、当該事業の実施先と、案内したが希望しなかった未実施先に係る指標（対売上キャッシュフロー率、デフォルト率、代位弁済遷移率）を比較することにより、その効果を検証します。

3 地方創生への貢献

- 創業期にある中小企業者に向けてイベントやセミナー等を行い、必要な情報・ノウハウを提供します。
- 女性起業家支援チーム「minority」を活用し、セミナーや交流会等を通じて、ネットワークづくりを含めた女性起業家支援に努めます。
- 事業承継の課題を有すると思われる顧客に対し、セミナー等を実施して必要な情報やノウハウを提供することにより、事業承継に向けた早期着手を促します。
- 金融機関、関係支援機関等と連携して、「OSAKAビジネスフェア2025」を開催し、販路拡大等、顧客のビジネスチャンスを創出します。
- 地域の金融機関や関係支援機関等と連携し、小規模事業者を主な対象とした事業再生ファンドの組成に努めます。
- 大阪・関西万博会場内で開催される大阪のものづくり企業が出展するイベントに協賛し、大阪のものづくりのブランドイメージ向上や出展企業の認知度向上に取組みます。

4 求償権管理の強化・効率化

- 効果的な回収を図るため、期中管理部門において把握した債務者等の資産・収入状況等の情報を活用し、速やかに交渉に着手します。
- 有担保求償権については、債務者等の状況を考慮しつつ担保処分を促進します。また、無担保求償権については、委託先である保証協会サービスを積極的に活用し、債務者等の状況に応じたきめ細やかな対応を図るとともに、定期的に管理回収状況の報告を求め、求償権管理の強化に努めます。
- 誠意なき相手方に対しては、費用対効果を勘案しつつ、積極的に法的措置を行い、回収促進を図ります。
- 回収業務の効率化、求償権の管理強化を図るため、堺支店管轄の有担保求償権について保証協会サービスへ委託を行います。
- 定期弁済を継続している連帯保証人に対する一部弁済による連帯保証債務免除の活用や、管理事務停止および求償権整理の促進など、求償権のスリム化を図ることにより、回収可能な求償権に注力できる態勢を整えます。

5 経営基盤等の強化・充実

- 優秀な人材を獲得するため、Web サイトでの情報発信や、大学への出張講義等に取り組み、協会の認知度向上を図ります。加えて、仕事体験の実施や、大学主催のキャリアセミナー等への参加を通じ、職業観やキャリアについて考える機会を提供することにより、協会への関心度や志望度の向上を図ります。
- 経営支援や再生支援をはじめとする多様な研修に加え、関係支援機関や金融機関への派遣研修等を実施し、職員の専門性を高めることにより、人的資本の充実に努めます。
- 性別や年齢等に関係なくすべての職員が活躍できる組織とするため、役職員の意識改革を継続します。
- 企業支援部管理課をソリューション推進室に移管し、再生支援に係る業務において同室業務推進課との連携を深めます。
- 移転が決定した東大阪支店について、安全性や顧客の利便性、効率性を重視した事務所の建築に向けて、移転計画を着実に進めます。
- 安全かつ効率的な資金運用を行います。また、SDGs の取組みの一環として、社会貢献や環境に配慮した債券への投資を継続します。
- 事業継続計画および関連規程について、適宜見直しを図り、危機管理態勢の維持・強化に努めます。また、BCP 推進会議の開催等により、危機管理意識の向上と危機対応力の強化を図ります。
- コンプライアンス・プログラムを策定し、コンプライアンス委員会で実施状況の把握および評価を行い、コンプライアンス態勢の維持・向上を図ります。

6 顧客サービスの向上、広報の強化・充実

- 「お客さまアンケート」を引き続き実施し、顧客ニーズを踏まえた業務の改善やサービスの向上に取り組みます。
- 協会の認知度や理解度向上のため、Web サイトや LINE 等の広報媒体を用いて、協会の取り組みや役割、中小企業者に有益な情報等をタイムリーかつ積極的に提供します。
- 保証利用顧客を広報誌で紹介するなど、広報活動を通じた経営支援にも取り組みます。

7 コンピュータシステムの安定運用、機能強化と次期ORBITシステムの開発

- 保証協会コンピュータサービス(株)との連携やシステム部門の人材育成を通じて、ORBITシステムの安全かつ安定的な運用に努めます。
- サブシステムについて、経営支援業務等の効率化を図るためのデータ統合や機能強化に取り組むとともに、次期ORBITシステムの開発にあわせて災害対策についても検討します。
- 信用保証協会電子受付システムについて、金融機関への利用促進を図ります。加えて、全国信用保証協会連合会に対し、対象業務の拡大や、参加金融機関拡大に伴うシステム基盤等の増強等を働きかけます。
- 保証協会コンピュータサービス(株)と連携し、次期ORBITシステムの開発着手に向けて、参加協会間の合意形成をめざします。

主要業務数値計画

	計 画 額
保 証 承 諾	8,800 億円
期末保証債務残高	3兆4,300 億円
代 位 弁 済	720 億円
実 際 回 収	100 億円

※実際回収とは、元金および損害金の回収をいいます。

収支計画

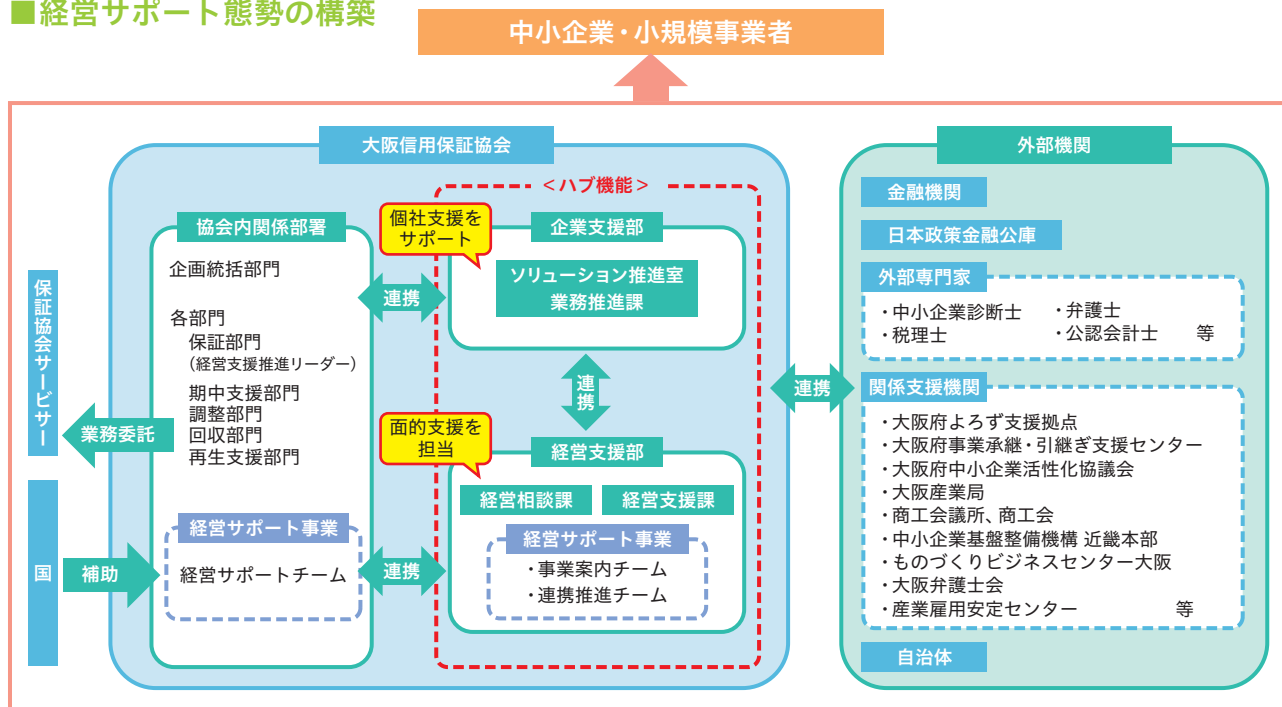
(単位:百万円)

経常収入	40,863
保証料	34,751
運用資産収入	2,094
責任共有負担金	3,387
その他	631
経常支出	24,673
業務費	8,685
借入金利息	0
信用保険料	15,150
責任共有負担金納付金	833
雑支出	5
経常収支差額	16,190
経常外収入	90,437
償却求償権回収金	1,080
責任準備金戻入	25,221
求償権償却準備金戻入	4,940
求償権補填金戻入	59,193
その他	3
経常外支出	95,527
求償権償却	64,495
責任準備金繰入	24,190
求償権償却準備金繰入	6,776
その他	66
経常外収支差額	△ 5,090
制度改革促進基金取崩額	0
収支差額変動準備金取崩額	0
当 期 収 支 差 額	11,100

経営サポート態勢について

当協会では、“金融と経営のトータルサポーター”として、下図のとおり経営サポート態勢を整え、お客さまの経営課題の解決に主体的に取り組んでいます。

■経営サポート態勢の構築



当協会では、各部門がそれぞれ担当するお客さまをサポートする「オール協会」の態勢で事業者支援に取り組んでいます。また、企業支援部ソリューション推進室と経営支援部が、各部門と外部機関との間をつなぐ「ハブ機能」を担っています。

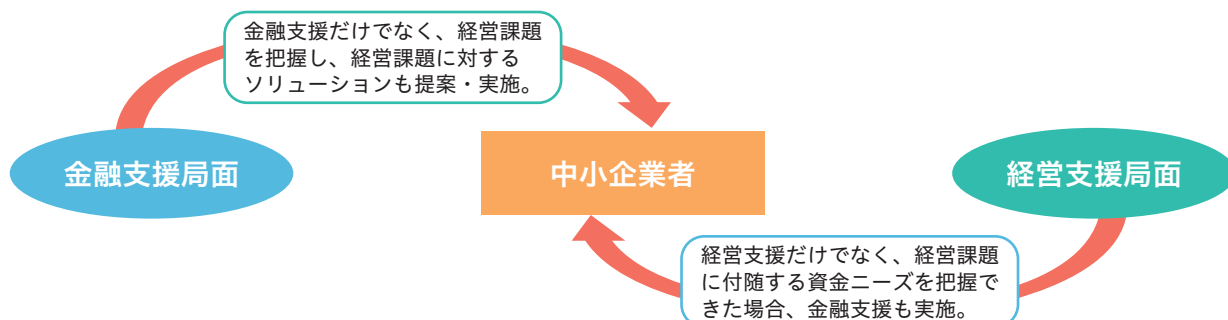
具体的には、ソリューション推進室では、協会内の各部門から相談を受け、専門性の高いアドバイスを行うほか、個別事案について外部機関と協議するなど、個社支援をサポートしています。

経営支援部では、地域の外部機関との情報交換等を通じ、ネットワークを構築するほか、セミナーの開催等の面的支援を行っています。

このように、協会内の各部門と外部機関とが有機的に連携することで、地域の経営サポート態勢を構築しています。

■金融と経営の一体支援

保証部署を中心とし、金融支援と経営支援の2つの局面からお客さまのニーズや課題を把握し、ソリューションの提案・実施に努めています。



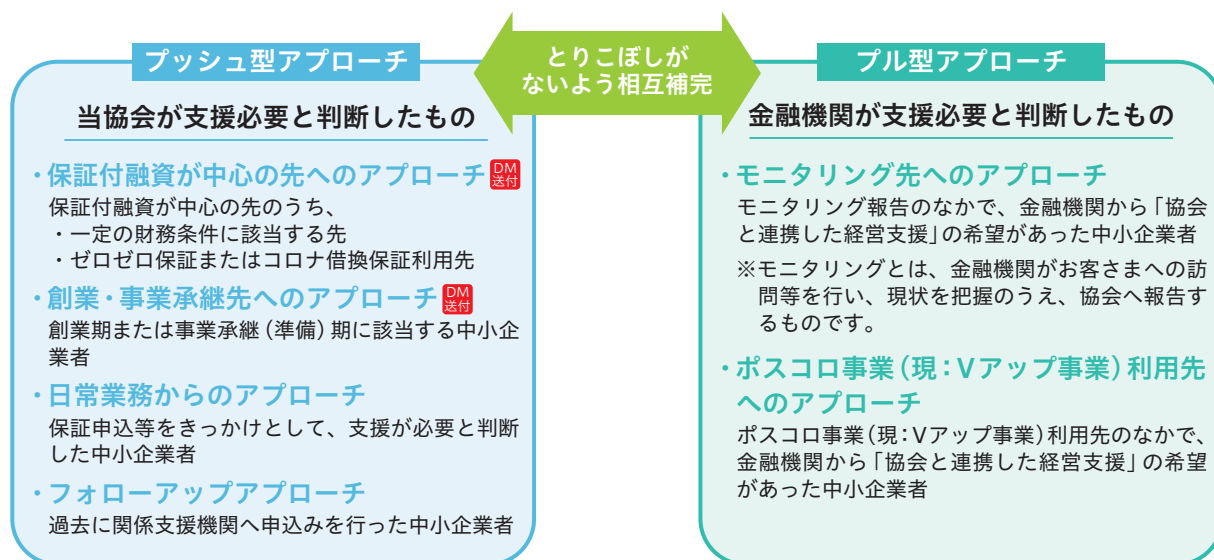
■「プッシュ型アプローチ」&「プル型アプローチ」によるとりこぼしのない経営支援

プッシュ型アプローチおよびプル型アプローチを通じ、経営課題を抱えるお客さまへの早期かつとりこぼしのない支援を推進しました。

プッシュ型アプローチにおいては、課題を抱える可能性が高いお客さまを絞り込み、対象先を明確に分類したうえで、経営支援メニューを案内するダイレクトメール(DM)の送付や、職員による電話連絡・訪問等を通じて、積極的なアプローチを展開しました。また、日常業務のなかで支援が必要と判断されるお客さまへの個別対応や、過去に支援実績のあるお客さまに対する課題解決状況のフォローアップにも継続的に取り組みました。

プル型アプローチにおいては、従来のゼロゼロ保証等に係る金融機関からのモニタリング報告先に加え、民間金融機関が実施する早期経営改善計画策定支援事業(以下「ポスコロ事業(現:Vアップ事業)」)の利用先にもあらたにアプローチを実施しました。

さらに、支援が必要なお客さまへの訪問時には、金融機関との帯同訪問を行うことで、課題や支援策の共有を図るとともに、課題の内容に応じて、大阪府よろず支援拠点や大阪府中小企業活性化協議会、大阪府事業承継・引継ぎ支援センター等の関係支援機関とも連携し、多面的な課題解決支援に取り組みました。



■経営支援スキル向上の取組み

本支店の保証課員から各1名、計15名を「経営支援推進リーダー」に任命しました。リーダーは、経営支援の旗振り役として自ら率先して支援に取り組んでいます。さらに、今年度からはソリューション推進室が事務局を担うことにより、他の職員のサポートや好事例の横展開を後押しし、協会全体の経営支援マインドの醸成およびスキルの底上げを図っています。

また、関係支援機関等との連携を通じた人材育成にも取り組んでいます。上期には大阪府中小企業活性化協議会へ1名を派遣したほか、経営サポート事業の委託先である民間コンサルティング会社には、上期・下期にそれぞれ1名ずつを派遣し、職員の計画策定や再生支援に係るノウハウの習得に努めました。加えて、地元金融機関にも上期に1名を派遣し、金融機関における実践的な経営支援スキルの習得に取り組みました。

派遣後は、トレーニーとして参加した職員が、経営改善計画の作成支援等を通じて個社支援に取り組むとともに、内部研修を実施するなど、習得したノウハウの共有を図っています。

多様なニーズに応じた保証制度

■ 経営者保証を不要とするあらたな保証制度の取扱い開始

経営者保証に依存しない融資慣行の確立に向けて、経営者保証を不要とする保証制度について、Webサイト等の各種広報媒体による案内に加え、大阪府中小企業支援ネットワーク会議での講演や金融機関向け説明会、企業訪問等を通じて、周知に努めました。

この結果、法人の総保証承諾件数に占める経営者保証非徴求の割合は、全国トップとなった令和5年度の26.9%(全国平均11.6%)を上回る31.9%(全国平均15.4%)に向上しました。

また、令和6年3月15日から取扱いを開始した保証料の上乗せにより経営者保証を不要とする「事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証(国補助制度)」の保証承諾は、件数で2,269件、金額で632億円に達し、いずれも全国トップとなるとともに、全国での取扱件数・金額(4,210件、1,027億円)の過半を占めました。

今後も、経営者が自身に適した制度を選択できる環境を整備すべく、経営者保証を不要とする各種保証制度を周知し、利用促進に努めてまいります。

< 経営者保証非徴求に係る保証状況 >

(単位:件・百万円)

		保証承諾				保証債務残高			
		件数	(対前年比)	金額	(対前年比)	件数	(対前年比)	金額	(対前年比)
I	金融機関連携型	3,016	181.6%	108,742	168.7%	5,086	172.9%	159,699	163.8%
	財務要件型	8	100.0%	260	76.4%	31	129.2%	630	131.1%
	担保充足型	624	139.9%	31,590	144.5%	1,551	132.3%	71,129	132.3%
II	事業者選択型制度	2,732	6663.4%	70,791	5215.3%	2,444	22218.2%	60,203	19112.2%
	横断的制度	463	9260.0%	7,618	8191.6%	400	13333.3%	6,248	16442.6%
	国補助制度	2,269	6302.8%	63,172	4996.4%	2,044	25550.0%	53,955	19478.4%
III	その他	4,458	54.9%	167,812	57.6%	27,854	100.7%	786,266	97.6%
経保非徴求計(A)		10,838	105.5%	379,195	99.9%	36,966	116.2%	1,077,927	112.6%
協会合計(法人のみ)(B)		34,026	89.2%	964,498	85.7%	173,748	97.9%	3,533,015	96.6%
構成比(A/B)		31.9%		39.3%		21.3%		30.5%	

■ SDGs推進保証「ウイング」

府内中小企業者へのSDGsの普及促進を通じ、中小企業者の維持・発展と持続可能な社会の実現に資するため、SDGs推進保証「ウイング」(保証料割引あり)を令和3年9月1日から取扱いしています。令和6年1月からは、設備資金利用時の保証料割引率を拡充しました。

ご好評につき、令和7年度も引き続き取扱いしています。

(単位:件・億円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
保証承諾件数	8,597	10,242	16,427
保証承諾金額	2,714	3,215	4,810

創業者向け保証制度の活用

創業者向け保証制度を活用し、長引く原材料高や人手不足等の厳しい事業環境でも起業される方や創業期のお客さまの金融支援に努めています。

■令和6年度 創業に係る保証状況

(単位:件・百万円)

		保証承諾				保証債務残高			
		件数	(対前年比)	金額	(対前年比)	件数	(対前年比)	金額	(対前年比)
創業に係る保証	金融機関経由保証	959	99.1%	7,078	96.8%	3,874	105.7%	19,115	106.9%
	ES保証(※)	945	100.7%	6,917	99.7%	3,826	105.7%	18,686	106.7%
	創業関連保証(※)	14	46.7%	161	42.7%	48	111.6%	429	112.9%
	大阪府融資制度保証	533	111.7%	3,460	115.4%	1,363	126.9%	6,319	133.7%
	開業資金(※)	457	119.6%	2,957	127.4%	1,141	127.9%	5,176	137.7%
	地域支援ネットワーク型(※)	76	80.0%	503	74.3%	222	122.0%	1,143	118.4%
	合 計	1,492	103.3%	10,538	102.2%	5,237	110.5%	25,434	112.5%

(※) 令和3年8月1日に取扱いが終了した創業等関連保証に係る保証を含めて計上しています。

■うちスタートアップ創出促進保証 (SSS保証) に係る保証状況

(単位:件・百万円)

		保証承諾				保証債務残高			
		件数	(対前年比)	金額	(対前年比)	件数	(対前年比)	金額	(対前年比)
SSSに係る保証	SSS保証(創業関連保証【金融機関経由保証】)	12	44.4%	133	39.2%	33	132.0%	329	113.7%
	ES保証ネクスト	118	173.5%	1,138	191.5%	164	287.7%	1,402	288.3%
	府制度 開業資金(無保証人対応)	45	160.7%	399	207.1%	62	258.3%	438	329.9%
	府制度 地域支援ネットワーク型(無保証人対応)	17	154.5%	132	109.4%	25	277.8%	200	214.7%
	協会計	192	143.3%	1,801	144.5%	284	247.0%	2,369	236.5%

今年度は、創業に係る全体の保証承諾は105億円(対前年比102.2%)と前年度並みとなりました。

一方、スタートアップ創出促進保証(SSS保証)については、保証料の上乗せにより経営者保証を不要とする選択が可能であることを周知し、その推進に努めた結果、保証承諾は18億円(対前年比144.5%)と、前年度から大幅に増加し、創業へのチャレンジを積極的に後押ししました。

創業スクールの開催

大阪府内で創業をお考えの当協会利用予定者を対象に「創業スクール」を開催し、11名の方にご参加いただきました。本スクールは、全4回の講義を通じて、ビジネスプランを完成させるカリキュラムとなっています。

第1～3回は、創業への心構えや事業計画書の作成方法等について学んでいただき、第4回は受講生によるビジネスプランの発表を行いました。当日は、金融機関の方もご参加のうえ、受講生が発表したビジネスプランについて講評いただきました。

- | | |
|------|---|
| 日 時 | 令和6年9月14日、21日、28日、10月12日（各回土曜日） |
| 講 師 | 永井 俊二 氏（中小企業診断士／1級販売士、株式会社大永コンサルティング 代表取締役） |
| 講義内容 | (1) 創業期のチェックポイント
(2) 事業計画書作成（マーケティング計画編）
(3) 事業計画書作成（数値計画編）
(4) ビジネスプランの発表 |



女性起業家支援セミナーの開催

女性起業家特有の課題を解決に導くことを目的として、当協会利用者を対象に「女性起業家支援セミナー」を開催しました。

当日は23名の方にご参加いただき、専門家によるセミナー、交流会を実施しました。当協会の女性起業家支援チーム「minori」も参加し、参加者間のネットワークづくりをサポートしました。なお、本セミナーについては、アーカイブ配信を行いました。

- | | |
|-----|---|
| 日 時 | 令和6年7月23日（火）14:00～17:00 |
| 講 師 | 檜垣 葵 氏（NPO法人 ママオアシス 代表理事）
竹原 信夫 氏（有限会社 産業情報化新聞社 代表取締役
日本一明るい経済新聞 編集長） |
| 内 容 | (1) セミナー（両講師の対談形式で実施）
「自社PRの極意」をテーマに、プレスリリースやSNS等効果的な自社PR方法について、対談形式でお話しいただきました。
(2) 交流会
参加者間での交流を促進し、ネットワークを構築する機会を設けました。 |



また、あらたな取組みとして、令和7年1月15日（水）には、過去の本セミナー参加者を中心とした当協会利用中の女性起業家24名を対象に「女性起業家交流会」を開催しました。

「minori」も参加し、ビジネスマッチングを促すなど、女性起業家同士のネットワークの拡大やビジネスチャンスの創出等に努めました。



創業期経営支援セミナーの開催

創業後5年未満の当協会利用者を対象に「創業期経営支援セミナー」を開催しました。本セミナーは、創業期における経営に関する知識やノウハウを提供することにより、創業期の経営の安定を図ることを目的としています。当日は23名の方にご参加いただき、講師によるセミナー、専門家相談員も参加した座談会を実施しました。なお、本セミナーについては、アーカイブ配信を行いました。

- 日時** 令和6年10月30日(水) 13:00~17:00
- 講師** 松尾 健治 氏 (中小企業診断士、(株)経営とデザイン 代表取締役)
伊藤 弥生 氏 (税理士、公認会計士、
結税理士法人 代表社員・伊藤弥生公認会計士事務所 代表)
- 内容** (1) セミナー
①「創業期の顧客獲得とマーケティング戦略」(松尾氏)
②「創業期に押さえておきたい、資金繰り基礎知識」(伊藤氏)
(2) 座談会
専門家相談員にもご参加いただき、同じような経営課題を持った参加者同士で悩みや解決策を相談できる場を提供しました。



創業者向け広報物

■創業者向けガイドブック

難しく思われがちな創業計画の作成を中心に、創業前の準備についてご案内したガイドブックを発刊しました。

■業種別創業計画集

創業が多いといわれる8つの業種をピックアップし、事業計画作成のポイントや創業計画書例を当協会Webサイトに掲載しています。

■創業成功事例集 (Success Story)

先輩起業家の貴重な体験談を掲載した創業成功事例集を作成しました。創業の動機やこれから創業される方へのアドバイス等を掲載しています。



他機関との連携

■女性起業家応援プロジェクト&ネットワークへの参画

公益財団法人大阪産業局と近畿経済産業局が実施する女性起業家を応援するプロジェクトで、ビジネスプラン発表会を中心に、関係機関と連携し、イベント・セミナー等を開催しています。当協会は、「パートナー」として本事業に参画しています。

■大阪起業家グローイングアップへの参画

大阪府が実施する将来の大阪経済を担う有望な起業家を発掘し、その成長を支援する事業です。今後の活躍が期待できる起業家を発掘する場としてビジネスプランコンテストが開催されており、当協会は推薦機関として参画しています。

■大阪スタートアップ・エコシステムコンソーシアムへの参画

産学官が一体となり、創業間もない革新性のある企業(スタートアップ)を成長させ、事業を加速する仕組みの総称です。当協会は大阪でのスタートアップ・エコシステムを構築することを目的に設立された「大阪スタートアップ・エコシステムコンソーシアム」に入会し、関係支援団体等との意見・情報交換を行っています。

経営支援サービスの実施

ご希望されるお客さまに経営支援サービスを実施しています。

■経営相談コーナー

財務や経営に関するご相談を希望されるお客さまのために、定期的に経営相談コーナーを設置しています。

■財務診断サービス

財務診断ツール「中小企業経営診断システム (McSS)」※を活用し、中小企業診断士の資格を有する当協会職員が、財務診断を主体とした経営相談を実施しています。

今年度は179件のご利用をいただきました。



※「中小企業経営診断システム (McSS)」とは

一般社団法人C R D協会（詳しくは、P.43をご参照ください。）が作成した財務診断ツールです。C R Dに蓄積された全国データとの比較により、診断対象者の「位置付け」と財務面の強み・弱みを把握いただけます。

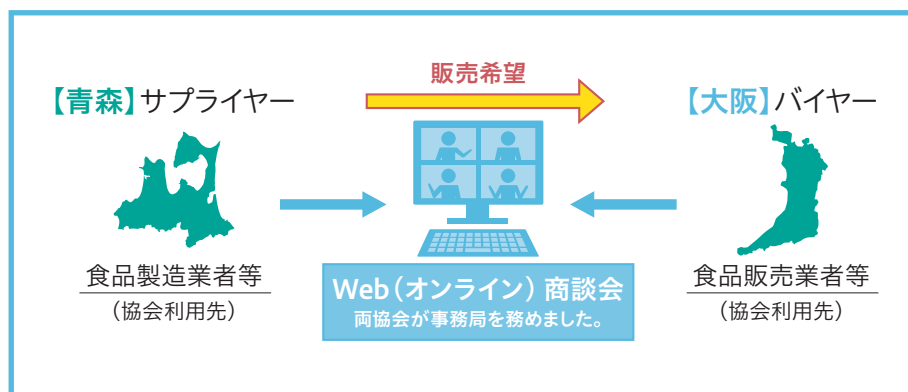
詳細は当協会Webサイトに掲載しています。

■青森県信用保証協会と連携したビジネスマッチング

地域の垣根を超えたあらたなビジネスマッチングの機会を提供するため、令和7年2月から3月にかけて、青森県信用保証協会（以下「青森信保」という。）と連携し、Web商談会を開催しました。

青森信保利用先の食品製造業者等をサプライヤー、当協会利用先の食品販売業者等をバイヤーとし、両協会が事務局としてパイプ役を担いました。青森県からは16者のサプライヤー、大阪府からは6者のバイヤーが参加し、計25件の商談につながりました。

参加企業からは「保証協会が事務局になっていたおかげで、スムーズに商談が進められた」、「気になる商品があったので、すぐに仕入れたい」と好評いただき、青森県の魅力ある食品が大阪府の市場へ広がるきっかけになりました。



■みどり会優待販売会への参加

当協会が実施するアンケートでは、例年「売上の安定・拡大」や「販路拡大」がお客さまの経営課題の上位にあがっています。このため、魅力的な商品を有するお客さまに、販売機会を提供し、売上に寄与することを目的として、今年度から「みどり会優待販売会」への出店案内に取組んでいます。

出店されたお客さまからは「予想外の商品が大人気で完売しました」、「普段聞くことのできないエンドユーザーの声を、次回の企画に活かしたい」といったお声をいただきました。

当協会は、今後もお客さまの販路拡大につながる取組みを継続していきます。

みどり会優待販売会とは

- ・(株)みどり会(旧三和銀行が主体となり、取引先と結成した会員向けの福利厚生・人材サービス等を行う法人)が主催する会員向けの大規模なセール催事
- ・本販売会は、例年、夏と冬に年2回開催され、衣料品・家庭用品・食品・雑貨等を取扱う事業者が毎回約200者出店し、各会期(土日2日間)の来場者数は約1万5千人に上ります。

事業承継支援セミナーの開催

当協会をご利用中の方を対象とした「事業承継支援セミナー」をオンライン開催しました。本セミナーは、417名の方にお申し込みいただき、動画の再生数は延べ1,292回となりました。

アンケートでは「事業承継に関する知識が深まった」、「申込から視聴までのハードルが低く、内容は大変勉強になりました」などの感想をいただきました。

また、本セミナーにお申し込みいただいた方のうち、当協会による経営支援サービスのご案内を希望された98名の方に対して、企業面談等のフォローアップを実施しました。

視聴者からは「期間限定ではなく、いつでも見返せるようにしてほしい」との要望が多数寄せられたことから、動画を常時視聴できるようにしました。



期 間 令和7年1月10日(金)から2月9日(日)

講 師 大阪府事業承継・引継ぎ支援センター

統括責任者 兼田 亜貴 氏

サブマネージャー 稲田 良太 氏

コーディネーター 芝原 宏典 氏

セミナー内容 ①「まずは事業承継の基礎知識を身につけよう」(兼田氏×芝原氏)

②「実は簡単ではない! ? 親族内承継」(兼田氏×芝原氏)

③「多くのハードルを乗り越えよ! 従業員承継」(兼田氏×芝原氏)

④「ちいさな会社だからこそ事業承継型M&A」(稲田氏×兼田氏)

⑤「外部から招聘し、後継者にする方法ってどう?」(兼田氏×芝原氏)

⑥「事業承継・引継ぎ支援センターを使いこなそう!」(芝原氏×兼田氏)

⑦「大阪信用保証協会の事業承継支援について」

関係支援機関との連携による経営支援

長引く原材料高や人手不足、不安定な為替相場等により、中小企業者を取り巻く状況は、依然として不透明な状況が続いています。

このようななか、当協会では、お客さまのさまざまな経営課題を解決するため、関係支援機関と連携した支援を推進しています。

■関係支援機関との連携

お客さまの経営課題に応じ、関係支援機関を紹介し、より専門的な課題解決策の提供に努めました。

また、企業経営においてIT・DX分野の課題解決ニーズが高まっていることを踏まえ、大阪産業局が実施する「大阪DX推進プロジェクト(OBDX)」への紹介も開始しました。

さらに、「遠方のため足を運べない」、「オンライン相談に対応できない」などのお客さまのニーズや状況を踏まえ、金融機関と連携し、当協会の各支店において、大阪府よろず支援拠点や大阪府事業承継・引継ぎ支援センターによる出張相談会を開催しました。

<紹介対象としている主な関係支援機関>

大阪府よろず支援拠点

大阪府事業承継・引継ぎ支援センター

大阪府中小企業活性化協議会

産業雇用安定センター

大阪弁護士会中小企業・NPO法人等支援センター

大阪産業局(大阪DX推進プロジェクト:通称「OBDX」)

■日本政策金融公庫との連携

地域経済の活性化を目的に、日本政策金融公庫と「業務連携・協力に関する覚書」を締結しています。

今年度は、「OSAKAビジネスフェア2024」に協力機関として参加いただいたほか、当協会各部支店、担当地域の金融機関等と合同で、創業・経営支援等に関する勉強会を実施しました。

また、金融支援が必要な創業者を対象に、日本政策金融公庫と当協会が相互に連携し、協調融資の取組みも行っています。

■中小企業基盤整備機構 近畿本部との連携

府内中小企業者に対する経営支援を円滑に行い、地域経済の活性化に貢献することを目的に、中小企業基盤整備機構 近畿本部と「業務連携・協力に関する覚書」を締結しています。

今年度は、「第23回大阪府中小企業支援ネットワーク会議」でのご講演(詳しくは、P.23をご参照ください。)や、「OSAKAビジネスフェア2024」におけるミニセミナーへの講師の派遣等でご協力いただきました。

■大阪産業局との連携

今年度は、大阪産業局の実施事業であるMOBIO(ものづくりビジネスセンター大阪)が主催する「大阪ものづくり受発注商談会2024」に、協力機関として参加しました。

また、大阪・関西万博で大阪産業局が実施する、府内中小企業者の技術力を世界に発信するイベント「Waza Meet up Osaka」に協賛しました。万博の機運醸成を図るとともに、“ものづくりの街 大阪”のブランド力向上や個社支援にもつながる取組みとして、告知等を含め準備を進めました。

■大阪府事業承継ネットワークへの参画

事業承継支援の一環として、大阪府事業承継・引継ぎ支援センターが運営する大阪府事業承継ネットワークに参画しています。同ネットワークは、府内中小企業者の円滑な事業承継を促すため、100を超える機関・団体が参画し、連携して支援活動を展開しています。

OSAKAビジネスフェア2024の開催

令和6年11月22日（金）、マイドームおおさかにて「OSAKAビジネスフェア2024」を開催しました。

本フェアは、優れた技術や魅力あふれる商品・サービス等を有し、前向きにチャレンジする中小企業・小規模事業者に対して、自社PRや情報交換の機会等を提供し、ビジネスチャンスにつなげていただくことを目的に開催しています。

9回目となる今回は、大阪府内外を問わず、さまざまな分野の企業、公的機関、支援機関、大学等、合計169の企業・団体にご出展いただきました。

来場者数は前回は500名以上上回る約2,700名となり、業種や地域の垣根を超えた活発な交流が行われました。



■会場の様子

他府県の保証協会から推薦を受けた企業にも出展いただくなど、大阪を含めた地域ごとの魅力を伝える場となりました。各ブースでは、出展者の多種多様な商品やサービスが紹介され、名刺交換や情報交換が行われるなど、活気にあふれました。



■マッチング広場

ゆったりと商談いただけるよう、2階・3階の各フロアに商談ブースを設置しました。あわせて、特設サイトでの事前商談予約システムの活用や、関係支援機関等と連携したバイヤーの招致等により、一層ビジネスマッチングに注力した結果、終日にわたり商談が活発に行われました。

この結果、商談件数は561件（本フェアをきっかけに行われた後日商談を含む。）となり、大手企業と出展者の商談も実現しています。



■特別講演

- 経営者に聴いてほしい「不確実な時代を切り拓く本質思考経営」
澤田 道隆 氏（花王株式会社 特別顧問）
- 中小企業がこれからの時代取るべき戦略
馬淵 磨理子 氏（日本金融経済研究所 代表理事、経済アナリスト、公共政策修士、イー・ギャランティ社外取締役（プライム上場））



■我が社のイチオシ！コーナー

企業ブースへの来訪やビジネスマッチングにつながるよう、各フロアの入口付近に出展者のイチオシ商品・製品等を一覧展示するコーナーを設置し、展示品やレイアウト、説明パネル等にさまざまな工夫を施しました。

「本コーナーがブース来訪・商談のきっかけになった」というお声も寄せられるなど、多くの来場者の関心を集めました。

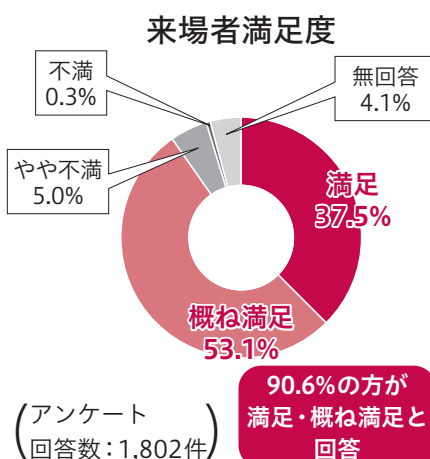


【来場者アンケート】

- さまざまな業種、地域の企業が一堂に揃っていて企業同士の面白い融合が生まれると思いました。
- 普段は業務をこなすだけになってしまいがちなところ、こういう場になると視野が広がり、自身の環境や業務の改善につながると感じました。
- 告知のビラはきれいで印象深かったです。大阪を中心とした展示会であるが他府県の会社も熱心でした。

【出展者の声】

- 弊社ブースにも業種を問わずたくさんの方に立ち寄っていただき、いろいろなお話を聴かせていただきました。今後の販売促進に活かせる有意義な一日となりました。
- 出展にあたって、ほかの頑張っている企業さまを間近に見れて自社の課題が見えてきたような気がしました。
- 多くの新しい出会いがあるなかで、弊社のことを知っている方ともお会いできました。ビジネスに真剣に取り組んでいる会社が出展、参加している印象です。



他機関が主催するビジネスフェアへの参加

金融機関や自治体等が主催するイベントにブース出展し、各種相談、保証制度や経営支援メニューの紹介に加え、リーフレットを配布するなどのPR活動を行いました。

■第12回大阪府内信用金庫合同 ビジネスマッチングフェア2024

開催日	令和6年6月11日(火)、6月12日(水)
場 所	マイドームおおさか
主催者	大阪府内7信用金庫、大阪府信用金庫協会

■第37回東大阪産業展テクノメッセ東大阪2024

開催日	令和6年11月6日(水)、11月7日(木)
場 所	マイドームおおさか
主催者	東大阪商工会議所 産業展実行委員会

■第26回きたしんビジネスマッチングフェア2024with うまいもん市

開催日	令和6年11月6日(水)、11月7日(木)
場 所	マイドームおおさか
主催者	北おおさか信用金庫

■ビジネスチャンス発掘フェア2024

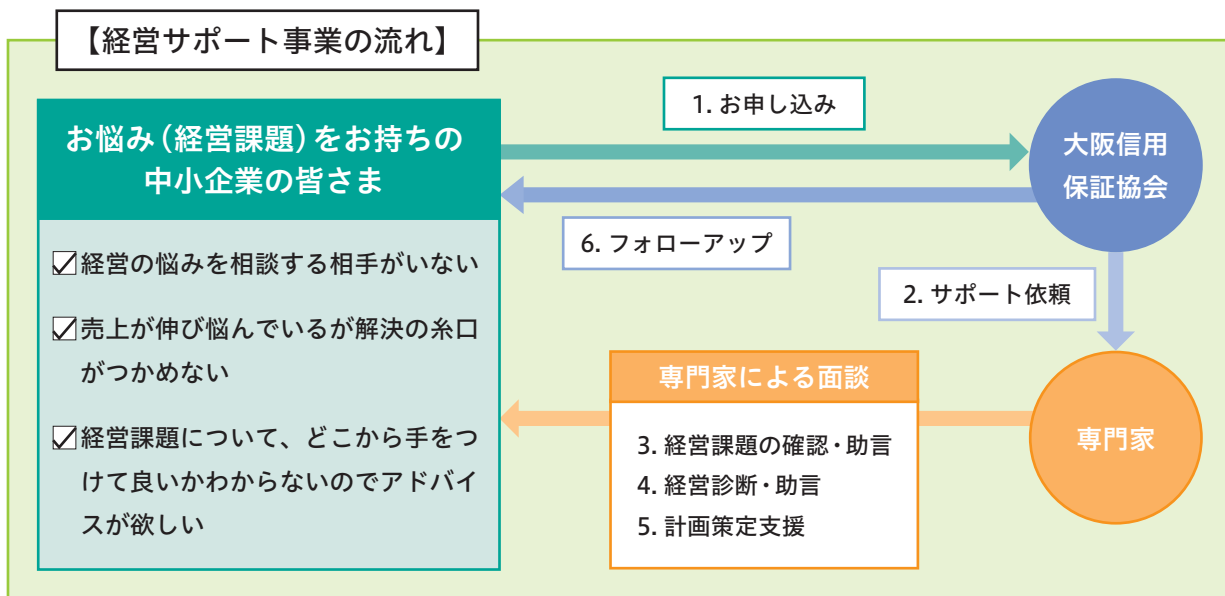
開催日	令和6年11月27日(水)、11月28日(木)
場 所	マイドームおおさか
主催者	北河内産フェア運営委員会等

経営サポート事業(国の「経営支援強化促進補助金」に基づく事業)

■経営サポート事業

当協会職員が各企業のニーズを把握したうえで外部専門家にサポートを依頼し、経営診断や経営改善等をテーマとした計画の策定支援を実施しました。

本事業では、お客さまの多種多様な経営課題に対応するため、経営改善、事業承継、創業および生産性向上にかかる計画策定支援コースをご用意しています。



■支援後のフォローアップ

過年度に経営サポート事業をご利用いただいた計画策定支援実施先に対しては、計画の実行支援を目的に、当協会職員が進捗動向等をフォローアップしました。また、ご希望に応じて、あらためて外部専門家を派遣し、より具体的な課題解決のアドバイスを行いました。

支援内容	延べ回数	企業者数
事業案内	1,572回	1,565先
問診コース(フェーズⅠ)	901回	901先
診断コース(フェーズⅡ)	1,566回	564先
計画策定支援コース※	1,569回	364先
経営改善計画策定支援コース	1,524回	355先
創業計画策定支援コース	22回	4先
事業承継計画策定支援コース	9回	2先
生産性向上計画策定支援コース	14回	3先
フォローアップ	753回	453先

※各計画策定支援コースには「計画策定支援クイックコース」を含みます。

経営改善につながる保証の取組み

当協会では、長引く原材料高や人手不足、不安定な為替相場等の影響を受けて経営に課題を有するお客さまに対し、実情に応じたきめ細やかな対応に努めています。

また、金融機関との連携を密にしながらお客さまの状況を把握し、必要に応じて借換や条件変更等の金融支援を実施することにより、経営改善に向けた時間の確保を図るとともに、課題解決のための経営支援にも継続して取り組んでいます。

■伴走支援型特別保証

令和6年6月末の保証申込受付分をもって取扱いを終了するまでの間、返済負担軽減のための借換需要や事業好転の契機となるような前向きな資金需要等に対応しました。

取扱終了後も、同保証の利用先に対しては金融機関によるフォローアップが行われており、当協会とともに継続的な伴走支援に取り組んでいます。

※同保証に積極的に取組んだ結果、令和3年度の制度創設以降、当協会は4年連続で、保証承諾件数、保証承諾金額ともに全国最多となりました。

■事業再生計画実施関連保証（通称：経営改善サポート保証）

「経営サポート会議」（詳しくはP.24をご参照ください。）等での協議に基づき作成された事業再生計画に沿って、事業再生に取組む中小企業者の資金調達を支援しています。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により業況が悪化した先には、保証料負担が大幅に軽減される「経営改善サポート保証（感染症対応型）」（令和7年3月末の保証申込受付分をもって取扱終了）を活用した支援を実施しました。

これらの結果、同保証の保証承諾は、3年連続で件数・金額ともに全国トップとなり、顧客の資金繰りを含めた早期の経営改善に寄与しました。

令和7年3月からは、後継制度である「経営改善サポート保証（経営改善・再生支援強化型）」の取扱いを開始しており、今後積極的に活用してまいります。

■経営改善計画策定支援事業（通称：405事業）および早期経営改善計画策定支援事業（通称：ポスコロ事業（現：Vアップ事業））に係る協会補助事業

あらたな取組みとして、国が実施している405事業・ポスコロ事業（現：Vアップ事業）の事業者の費用負担部分に対して、当協会が独自に一部補助を行う事業を開始しました。

大阪府中小企業活性化協議会とも連携し、周知活動に努めた結果、405事業で188件、ポスコロ事業（現：Vアップ事業）で34件の利用申請を受け付け、早期の経営改善に向けた取組みを後押ししました。

■あらたな保証制度の取扱開始（経営力強化保証・協調支援型特別保証）

伴走支援型特別保証の終了やセーフティネット保証の取扱いの大幅な縮小等、国の施策が平時に移行するなか、顧客の経営改善に資するあらたな保証制度として、令和6年7月には「経営力強化保証」、令和7年3月には「協調支援型特別保証」の取扱いを開始しています。

■令和6年度 経営改善に係る保証状況

（単位：件・百万円）

		保証承諾				保証債務残高			
		件数	(対前年比)	金額	(対前年比)	件数	(対前年比)	金額	(対前年比)
経営改善に係る保証	伴走支援型特別保証	8,363	35.8%	245,148	38.3%	44,402	109.4%	1,024,579	109.3%
	経営改善サポート保証（※）	1,556	187.9%	59,243	193.8%	3,015	183.4%	104,153	191.5%
	経営力強化保証（令和6年7月創設）	1,031	－	19,720	－	896	－	16,241	－
	協調支援型特別保証（令和7年3月創設）	79	－	1,597	－	16	－	248	－

（※）「経営改善サポート保証（感染症対応型）」と「経営改善サポート保証（経営改善・再生支援強化型）」を含みます。

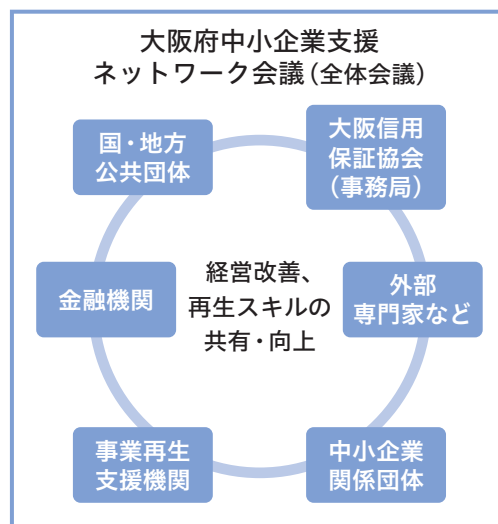
大阪府中小企業支援ネットワークについて

地域の関係者の力を結集して、中小企業者の経営改善や再生を促す環境を整備することを目的として、都道府県単位で「中小企業支援ネットワーク」が構築されています。

大阪府では、府内中小企業者を支援する機関（金融機関、事業再生の実務家、法務・会計・税務等の専門家、中小企業団体、国、地方公共団体等）による連携支援態勢を強化するため、当協会が事務局となり、大阪府中小企業支援ネットワーク会議（全体会議）および経営サポート会議（個別会議）を開催しています。

■大阪府中小企業支援ネットワーク会議の開催

当会議は、中小企業者の経営改善・事業承継等に携わる関係者が、各局面の最新情報等を共有することで、地域の中小企業者への支援態勢を構築することを目的に開催しています。



●第23回 大阪府中小企業支援ネットワーク会議

開催日時	令和6年7月29日（月）
開催方法	ハイブリッド形式（現地・オンライン）
参加機関数	46機関
講演内容	「中小企業施策の方向性について」 近畿経済産業局 産業部 中小企業課 課長 八田 明洋 氏 「3機関連携による共同支援について」 中小企業基盤整備機構 近畿本部 地域・連携支援部 部長 江崎 伸哉 氏 「各機関における事業再生支援の取組・事例について」 大阪信用金庫・大阪府中小企業活性化協議会・当協会

●第24回 大阪府中小企業支援ネットワーク会議

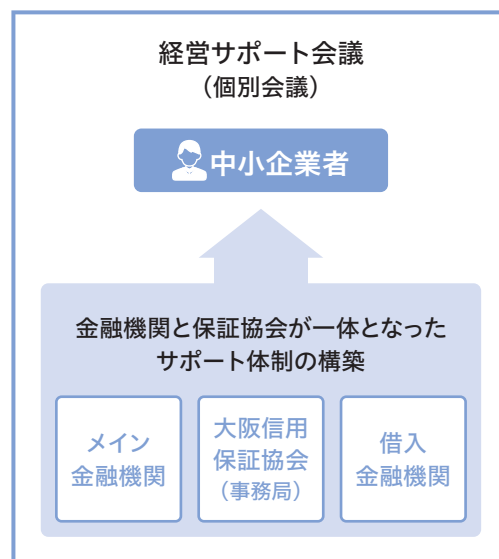
開催日時	令和7年2月12日（水）
開催方法	ハイブリッド形式（現地・オンライン）
参加機関数	56機関
講演内容	「今後の中小企業支援施策について」 近畿経済産業局 産業部 中小企業課 課長 八田 明洋 氏 「事業再生支援等の取組状況」 近畿財務局 理財部 金融監督第一課 課長 永山 孝明 氏 「事業性評価における経営者保証の本質」 追手門学院大学 教授・経営学部長 水野 浩児 氏 「大阪信用保証協会における経営者保証を不要とする取組みについて」 当協会

■経営サポート会議の開催

当会議は、個々のお客さまを対象に随時開催している会議で、お客さま・金融機関・当協会が一堂に会し、情報共有や意見交換を図っています。会議では、お客さまから「1年間の事業活動」「次年度以降の事業計画」「今後の資金調達計画・資金繰り状況」「現状抱える経営課題」等について報告いただき、意見交換の後、必要に応じて経営改善に関する助言を行うなど、金融機関と当協会が一体となってお客さまをサポートします。

この取組みにより、お客さまにとっては、複数の金融機関と当協会それぞれに同じ説明をする必要がなくなり、金融機関にとっては、他機関と支援の足並みを揃えやすいメリットがあります。また、経営改善サポート保証の利用時における事業再生計画への合意形成に向けた意見交換の場として活用されています。

今年度は、516回(対前年度比182.3%)の開催となりました。



地域金融機関との連携

経営支援・再生支援に携わる実務者の連携を深め、施策や事例・ノウハウ等の共有を図ることで、より実効性の高い支援態勢を構築するため、地域金融機関との連携を強化しています。

従来の日本政策金融公庫、商工組合中央金庫との「合同実務者ミーティング」に加え、今年度からは、大阪信用金庫、大阪シティ信用金庫、北おおさか信用金庫、日本政策金融公庫との「合同経営改善・再生支援勉強会」を開始しました。また、個別案件相談等も随時実施し、連携した支援に努めています。

大阪府中小企業活性化協議会との連携強化

大阪府中小企業活性化協議会との連携強化および当協会職員の再生支援スキル向上を目的に、合同案件相談会の開催や同協議会へのトレーニー派遣を継続的に実施しています。加えて、同協議会とは支援内容や支援対象等について、毎月の定期的な意見交換を継続しています。

■合同案件相談会

令和4年度から、当協会の各部支店に同協議会を招き、当協会職員との案件相談会を開催しています。今年度は、当協会の働きかけにより、大阪府よろず支援拠点および大阪府事業承継・引継ぎ支援センターにも参加いただきました。これにより、3機関連携による支援方針の目線合わせや、協会職員のスキル向上にもつながるなど、連携効果のさらなる拡大を図ることができました。

■トレーニー派遣

同協議会が有する再生支援ノウハウの習得および専門家等とのネットワーク構築を目的に、令和4年度以降、当協会職員を「トレーニー」として継続的に派遣しています。今年度は、4月から9月までの半年間に1名を派遣し、同協議会が有する再生支援のノウハウを学びました。

派遣を終え帰任したトレーニーは、蓄積した経験を活かし、当協会と同協議会との橋渡し役として連携強化に寄与しています。

当協会から同協議会へ紹介した実績は74者(※)となり、昨年度(39者)から大幅に増加しました。
また、74者のうち43者は正常先であるなど、早期支援にもつながっています。

※窓口相談件数については、集計基準の違いにより、他の公表件数と一致しない場合があります。

地方創生ファンドへの出資について

当協会では、創業や中小企業者の経営の改善、発達を支援することを目的とする次の①から⑤の地方創生ファンドへ出資を行っています。

①関西イノベーションネットワーク投資事業有限責任組合（通称：イノベーションファンド25）

ファンド総額	15億6千万円（うち当協会出資額2億円）		
組員	無限責任組員：池田泉州キャピタル㈱ 有限責任組員：大阪信用保証協会、㈱池田泉州銀行 他		
設立日・存続期間	令和元年9月20日から10年	投資実績	27件／11億3千1百万円
主な投資対象	大阪・関西万博がめざす「SDGsが達成される社会」「Society5.0の実現」に貢献する技術・ビジネスモデルを持った企業		

②おおさか事業承継・創業支援投資事業有限責任組合（通称：おおさか事業承継・創業支援ファンド）

ファンド総額	5億円（うち当協会出資額2億円）		
組員	無限責任組員：ミライドア㈱ 有限責任組員：大阪信用保証協会、大阪信用金庫		
設立日・存続期間	令和元年9月30日から10年	投資実績	8件／1億5千4百万円
主な投資対象	大阪信用保証協会、大阪信用金庫の営業エリア内に本社または拠点を置き、事業承継および創業・第二創業に取り組む企業		

③O S A K A地域成長・創業支援投資事業有限責任組合（通称：City・Simpoステップアップファンド）

ファンド総額	5億円（うち当協会出資額2億円）		
組員	無限責任組員：信金キャピタル㈱ 有限責任組員：大阪信用保証協会、大阪シティ信用金庫		
設立日・存続期間	令和2年2月3日から10年	投資実績	7件／2億6千5百万円
主な投資対象	大阪信用保証協会、大阪シティ信用金庫の営業区域に拠点を有し、経営改善に取り組み成長が見込める事業者や創業または創業後まもないが今後の成長が期待できる事業者		

④大阪・関西万博活性化投資事業有限責任組合（通称：大阪・関西万博活性化ファンド）

ファンド総額	13億5千1百万円（うち当協会出資額1億円）		
組員	無限責任組員：バイオ・サイト・キャピタル㈱、SBI地域活性化支援㈱ 有限責任組員：大阪信用保証協会、SBIキャピタルマネジメント㈱、(公財)大阪産業局 他		
設立日・存続期間	令和3年12月24日から10年	投資実績	13件／5億8千9百万円
主な投資対象	大阪・関西万博のテーマ「いのち輝く未来社会のデザイン」に適合し、大阪・関西に拠点を有するスタートアップ、ベンチャー、中小企業者等		

⑤関西イノベーションネットワーク2号投資事業有限責任組合（通称：イノベーションファンド25Next）

ファンド総額	29億3千万円（うち当協会出資額2億円）		
組員	無限責任組員：池田泉州キャピタル㈱ 有限責任組員：大阪信用保証協会、㈱池田泉州銀行 他		
設立日・存続期間	令和5年5月30日から10年	投資実績	14件／6億2千万円
主な投資対象	主に大阪・関西に事業所または事業基盤を有し、地域社会における新事業の創出等産業振興に寄与し、関西経済の活性化や雇用の確保に繋がると判断される事業者（シーズ期（起業前の段階）の企業も含む。）		

（注）各ファンドの概要は、令和7年3月31日時点の内容になります。

SDGsの取組み

令和元年10月に、SDGsの趣旨に賛同し地域貢献への基本的な方針として、「大阪信用保証協会SDGs宣言」を策定しました。

大阪信用保証協会SDGs宣言

大阪信用保証協会は、「中小企業の振興と地域経済の活力ある発展に貢献する」という信用保証理念のもと、持続可能な開発目標（SDGs）の趣旨に賛同するとともに、信用保証協会の公共性と社会的責任、セーフティネット機能としての重要な役割を認識し、中小企業者の金融の円滑化、事業活動の創造・維持・発展をサポートし、地方創生に努めてまいります。

■SDGs推進保証「ウイング」の取扱い（P.12をご参照ください。）

■大阪・関西万博への取組み

公益社団法人2025年日本国際博覧会協会が実施する「TEAM EXPO 2025」プログラムにおいて、当協会は「共創パートナー」に登録されています。

『中小企業者が輝く「未来」の架け橋として、金融と経営の一体支援で全力サポート！』を取組目標に掲げ、大阪・関西万博の成功に向けた取組みを進めています。



■海外機関からの業務視察研修の受け入れ

中小企業者の振興は海外の多くの国でも重要な政策課題として位置づけられています。令和6年11月25日に国際協力機構（JICA）を通じて、アフリカ諸国計9か国からの海外視察研修団を受け入れ、日本の信用補完制度や当協会の取組みについて説明しました。

大学講義の取組み

産学連携を推進し、当協会の認知度と信用保証制度への理解度向上を目的として、大学生向けの講義を行っています。今年度は、立命館大学、近畿大学、大阪公立大学、関西学院大学にて実施し、当協会の金融支援や経営支援の取組み等、中小企業金融における保証協会の役割について理解を深めていただきました。

»立命館大学

テーマ：「信用保証協会の概要について」

日 程：リアル 令和6年7月1日（月）

»近畿大学

テーマ：「中小企業金融における信用保証協会の役割」

日 程：リアル 〈前期〉令和6年7月8日（月）
〈後期〉令和6年12月23日（月）

»大阪公立大学

テーマ：「中小企業金融における信用補完制度と
経営支援の取組みについて」

日 程：オンライン 令和6年7月11日（木）

»関西学院大学

テーマ：「信用保証協会の概要について」

日 程：リアル ①令和6年10月22日（火）
②令和6年11月7日（木）



さまざまな媒体による広告の実施

■協会紹介動画

当協会の業務内容を理解していただくためのツールとして、当協会の紹介動画を制作し、令和6年1月からWebサイトおよび当協会YouTubeチャンネルにて公開しています。

また、広告用動画も制作し、事業者や就職活動中の学生層に向けたWeb広告の配信も随時行い、当協会の認知度向上につなげています。



●YouTube広告

配信期間	①令和6年2月1日～令和6年3月31日	視聴回数	①延べ31万回
	②令和6年9月1日～令和6年11月30日		②延べ105万回

●TVer広告

配信期間	令和6年9月1日～令和6年11月30日	視聴回数	延べ27万回
------	---------------------	------	--------

■車内ガイド放送(アナウンス広告)

当協会の知名度向上を図るため、令和4年4月からOsaka Metro 中央線「堺筋本町駅」(当協会サポートオフィスの最寄駅)到着時の車内アナウンスを実施しています。



次は堺筋本町、堺筋本町～

「中小企業の金融・経営をサポート 大阪信用保証協会」へお越しの方は次でお降りください。

■吊革広告

Osaka Metro御堂筋線に加え、「関西・大阪万博」開催に伴い、令和6年11月からOsaka Metro中央線にも拡大し、デザインをあらたにしたうえで、企業内容広告を掲載しています。



■本支店別ポスター

担当地域のお客さまや金融機関等に、当協会が「身近な存在」であることをより一層感じていただくため、本支店別ポスターを作成しました。

なお、本支店別ポスターのデザインを使用した紙製クリアファイルも作成し、お客さまへの訪問時等に活用しています。



発刊物による広報（当協会Webサイトにも掲載しています。）

当協会をはじめてご利用になるお客さま向け

■信用保証のご案内

信用保証のしくみや当協会が取扱う各種保証制度の概要をまとめた「信用保証のご案内」を作成し、窓口にご相談に来られたお客さま等にお渡ししています。



■創業支援・経営支援のご案内

当協会が実施しているさまざまな創業・経営支援施策について取りまとめたリーフレットを作成し、各種イベントや当協会窓口にて配布しています。

●創業支援リーフレット

創業期の方向けの支援施策をご紹介します。



●経営支援リーフレット

中小企業者の皆さまへの経営支援施策をご紹介します。



●事業承継支援リーフレット

事業承継に係る各保証制度の利用要件等を説明しています。



金融機関ご担当者さま向け

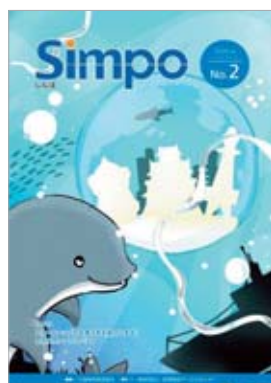
■信用保証の手引き

金融機関の皆さまへ、保証取扱いのポイントと保証制度の概要を簡潔に紹介した手引書として「信用保証の手引き」（金融機関用）を作成しています。

■広報誌「Simpō」

広報誌「Simpō」を年4回発刊しています。今年度は、当協会の取組みに加え、スタートアップのお客さま（スタートアップ創出促進保証利用先）のインタビュー記事等を掲載しました。また、四半期ごとの統計資料、日本政策金融公庫と共同で行っている信用保証利用企業動向調査の結果も公表しています。

今年度の表紙は、産学連携の一環として、大阪芸術大学の学生に『ごっつい「ワ」大阪』をテーマに作成していただきました。

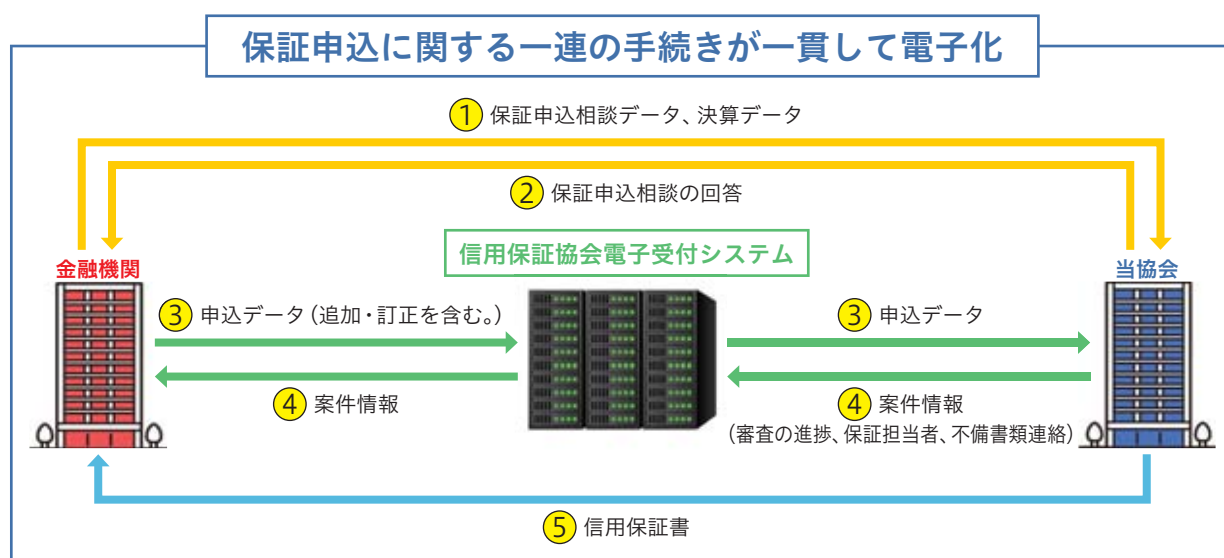


保証申込電子化の取組み

「信用保証協会電子受付システム」とは、全国51の信用保証協会が保証申込手続きを電子化するために、全国信用保証協会連合会が構築したシステムで、当協会では令和4年度から本システムを活用した保証申込の電子化を開始しています。

当協会のORBITシステムは、決算データ伝送を含めた保証申込相談や信用保証書の交付手続きの電子化および保証申込相談から信用保証書の交付までの保証申込に関する一連の手続きの電子化を全国に先駆けて開始しており、融資の迅速化や金融機関の事務負担軽減といったニーズに対応してきました。

今後、より多くの金融機関に「信用保証協会電子受付システム」の活用を拡大し、中小企業金融におけるDXを一層進めてまいります。



～ORBITシステム～

信用保証協会の事務効率化および省力化ならびにシステムリスクの縮減を目的として開発した保証協会業務共同化システムで、借換時の保証料精算機能や、平成26年1月から全国の信用保証協会に先駆けて実施している信用保証書のインターネット配信機能など、中小企業者、金融機関の皆さまの利便性向上を図る機能を盛り込んでおり、現在8信用保証協会が利用しています。

当協会は、同システムの運営会社と連携し、ORBITシステムの安定運営・機能強化に努めています。

■運営会社の概要

- 商号** 保証協会コンピュータサービス株式会社（略称：HCS株）
- 所在地** 大阪府門真市新橋町34-21
- 設立年月日** 平成27年6月1日



金融機関感謝制度

府内中小企業金融の円滑化や中小企業者への創業支援、経営改善支援等に資することを目的とし、当協会との連携のもと、多様な資金供給を通じて中小企業者の振興発展に貢献いただいた金融機関に感謝の意を表すため、金融機関感謝制度を実施しています。

令和6年度感謝店舗としては、母店表彰3金融機関、営業店表彰10金融機関31営業店を選定しました。



大阪シティ信用金庫



池田泉州銀行



徳島大正銀行

外部評価委員会の実施

令和6年7月に外部有識者で構成される外部評価委員会を開催し、委員の意見・アドバイスを踏まえて、「令和3年度～令和5年度中期事業計画の評価」、「令和5年度経営計画の評価」および「令和5年度コンプライアンス態勢および運営状況の評価」を作成しました。

評価内容は近畿経済産業局を通じ経済産業大臣に報告するとともに、経営の透明性を確保する観点から、当協会Webサイトに掲載しています。

反社会的勢力の排除への取組み

信用保証協会の社会的公共性を認識し、大阪府警察との緊密な連携によって暴力団等反社会的勢力を排除し、信用保証業務の適正な運営を図ることを目的として「信用保証協会大阪地区暴力団対策連絡協議会」を設置しています。

今年度は、令和6年7月に総会を開催し、当協会の反社会的勢力排除の取組みを報告しました。

反社会的勢力排除への備えとして、反社データの蓄積、組織としての反社対応態勢の整備、警察・弁護士等との連携強化等が重要であることを再確認しました。

大阪府「男女いきいき・元気宣言」事業者への登録



「男女いきいき・元気宣言」事業者登録制度は、大阪府が「女性の能力活用」や「仕事と家庭の両立支援」等、男性も女性もいきいきと働くことのできる取組みを進めている事業者を応援する制度で、当協会は平成30年3月13日に登録されました。引き続き男女ともに働きやすく、働きがいのある組織づくりを推進してまいります。

信用補完制度のしくみ

信用補完制度とは、中小企業者、金融機関、信用保証協会の三者から成り立つ信用保証制度と、信用保証協会が株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」といいます。）保険部門に対して再保険を行う信用保険制度の総称です。

信用保証制度と信用保険制度が有機的に結合することにより信用補完制度が機能し、中小企業金融の円滑化に貢献しています。

信用補完制度とは「信用保証制度」と「信用保険制度」の総称です。

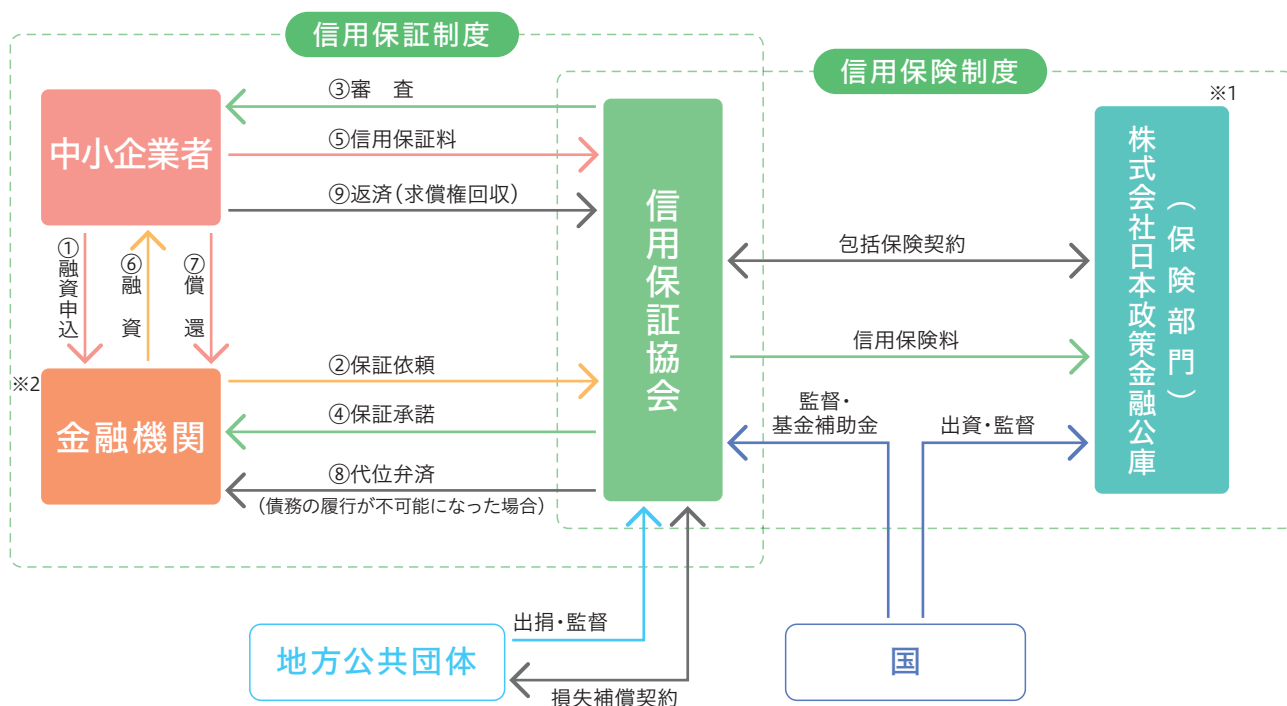
信用保証制度

中小企業者が金融機関から事業資金を借り入れる際、信用保証協会が公的な保証人となることにより、中小企業者の資金繰りを支援する制度です。信用保証協会は融資実行に際し、信用保証料を受領し、また融資が返済不履行になった場合は金融機関に対し代位弁済を行います。

信用保険制度

信用保証協会は公庫と信用保険契約（包括保険契約）を結んでいるため、保証付融資につき信用保険料を支払います。信用保証協会は、保証付融資が返済不履行になった場合、金融機関に対し代位弁済を行い、代位弁済額のうち、一定割合の金額を公庫から保険金として受領します。

信用補完制度のしくみ



※1 株式会社日本政策金融公庫は、全額国が出資している法人です。

※2 一部の大阪府融資制度保証につきましては、当協会・大阪府等もご相談・お申し込み窓口となっています。

信用保証制度のしくみ

信用保証協会は、中小企業者が金融機関から融資を受けるとき、または中小企業者が社債を発行するとき、その債務の保証を行う公的機関です。

万一、何らかの事情により、中小企業者が債務の履行が不可能になった場合、保証人として中小企業者に代わり金融機関または社債権者に債務の履行(このことを「代位弁済」といいます。)を行います。

代位弁済により求償権を取得し債権者となった信用保証協会は、中小企業者等の実状に応じて求償権の回収を行います。

信用保険制度のしくみ

信用保険制度の当事者は、公庫と信用保証協会の二者です。公庫と信用保証協会は信用保険契約を締結し、この保険契約に基づき公庫は信用保証協会の保証に対して保険を引き受けます。

- ①信用保証協会は保証付融資につき、公庫に保険料を支払い、保険を掛けます。
- ②信用保証協会が金融機関に代位弁済したときは、公庫に保険金の請求を行います。
- ③公庫は信用保険の種類に応じ、代位弁済した元本金額の一定割合(概ね70%から80%)を保険金として信用保証協会に支払います。
- ④信用保証協会は、代位弁済により取得した求償権の回収金を、保険金の受領割合に応じて公庫に納付します。

※公庫の保険を付すため、保証の要件、資格、対象業種、資金使途などについては、中小企業信用保険法等に準拠しています。

損失補償制度のしくみ

損失補償制度とは、信用保証協会が代位弁済した場合、公庫からの保険金で補填されない部分について、一定割合で損失補償金を受領するしくみのことです。この制度は、損失補償契約に基づくもので、代表的なものとして、大阪府融資制度に係る大阪府との損失補償契約があります。

- ①信用保証協会は、金融機関に代位弁済し公庫から保険金を受領した後、大阪府等に対し損失補償金の請求を行います。
- ②大阪府等は、代位弁済した元利金額の一定割合を損失補償金として信用保証協会に支払います。
- ③信用保証協会は、代位弁済した求償権の回収金を、損失補償金の受領割合に応じて大阪府等に納付します。



責任共有制度のしくみ

平成19年10月1日から全国の信用保証協会において、責任共有制度を導入しました。

責任共有制度は、信用保証協会と金融機関が適切な責任共有を図り、両者が連携して、中小企業者の事業意欲等を継続的に把握し、融資実行およびその後における経営支援や再生支援といった中小企業者に対する適切な支援を行うことを目的としています。

責任共有制度には、負担金方式、部分保証方式の2つの保証方式があります。制度導入時にいずれの方式を採用するか各金融機関に選択いただいています。

負担金方式は、貸付金額の全額が代位弁済の対象となり(100%保証)、金融機関と信用保証協会との特約に基づき、代位弁済後に一定割合(20%)の負担金を金融機関が信用保証協会に拠出する方式です。(※下記に補足説明を記載)

部分保証方式は、貸付金額の一定割合(80%)を信用保証協会が信用保証し、残りの非保証部分(20%)については、金融機関のプロパー債権となる方式です。

	【負担金方式】	【部分保証方式】
保証時	保証部分(100%)	保証部分(80%) 非保証部分(20%)
代位弁済時	保証協会からの代位弁済額(100%) 負担金(20%)	保証協会からの代位弁済額(80%) プロパー分(20%)

金融機関の選択方式にかかわらず、特定社債保証、流動資産担保融資保証など、部分保証方式のみの取扱いとなる保証制度があります。

また、経営安定関連特例1号～4号、6号に係る保証、危機関連保証、創業関連保証、小口零細企業保証、特別小口保険に係る保証など、責任共有制度の対象とならない保証制度があります。

※信用補完制度を持続可能なものとする観点から、負担金方式を選択した金融機関から信用保証協会が受領した負担金の一定割合を公庫へ納付します。

個人情報保護宣言

大阪信用保証協会は信用保証協会法(昭和28年8月10日法律第196号)に基づく法人であり、中小企業等の皆様が金融機関から貸付等を受けるについて、貸付金等の債務を保証することを主たる業務としており、信用保証協会の制度の確立をもって中小企業等の皆様に対する金融の円滑化を図ることを目的としております。

業務上、お客様の個人情報を取得・利用等をさせていただくことになりますが、お客様の個人情報の取扱いについて以下の方針で取組み、適正な個人情報の保護に努めてまいります。

1. 個人情報に関する法令等の遵守

当協会は個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)(以下「個人情報保護法」という。)等の法令およびガイドライン等を遵守して、お客様の個人情報を取扱います。

2. 個人情報の取得・利用・提供

- ①当協会では、信用保証業務の適切な運営の遂行のためにお客様の個人情報を適正に取得し、利用します。なお、利用目的の詳細につきましては当協会Webサイトまたは備え付けのパンフレットの「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の1.「当協会が取扱う個人情報の利用目的」に公表しておりますのでご覧ください。
- ②取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、上記の利用目的以外には使用いたしません。
- ③取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得ないで第三者には提供・開示しません。
- ④お客様の本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外には使用いたしません。

3. 個人データの適正管理

当協会は、お客様の個人データ(当協会が取得し、または取得しようとしている個人情報であって、当協会が個人データとして取扱うことを予定しているものを含む。以下本項において同じ。)について、組織的・人的・物理的・技術的安全措置を継続的に見直し、お客様の個人データの取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

なお、安全管理措置の主な内容につきましては、当協会Webサイトまたは備え付けのパンフレットの「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の9.「保有個人データの安全管理措置に関する事項」に公表しておりますのでご覧ください。

4. 個人情報保護の維持・改善

当協会は、お客様の個人情報の取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

5. 個人データの委託

当協会は、個人情報保護法第27条第5項第1号の規定に基づき個人データに関する取扱いを外部に委託する場合があります。

委託する場合には適正な取扱いを確保するため契約の締結、実施状況の点検等を行います。

6. 保有個人データ等の開示・利用目的の通知

法令等に定める一定の場合を除き、お客様は、当協会が保有するお客様ご自身の個人データ等の開示およびその利用目的の通知を求めることができます。

7. 保有個人データの内容の訂正等、利用停止等、第三者提供の停止

当協会が保有する個人データについて、内容の訂正・追加・削除、利用停止・消去または第三者提供の停止のご要望がある場合は、下記の個人情報相談窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、ご対応いたします。

上記6・7の具体的な手続につきましては当協会Webサイトまたは備え付けのパンフレットの「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の8.(3)『「開示等の求め」に応じる手続等に関する事項』をご覧ください。

8. 質問・苦情について

当協会は、お客様からの個人情報に関する質問・苦情について適切かつ迅速に取り組めます。

9. 個人情報相談窓口

当協会における個人情報等に関する各種お問い合わせ窓口は以下のとおりです。

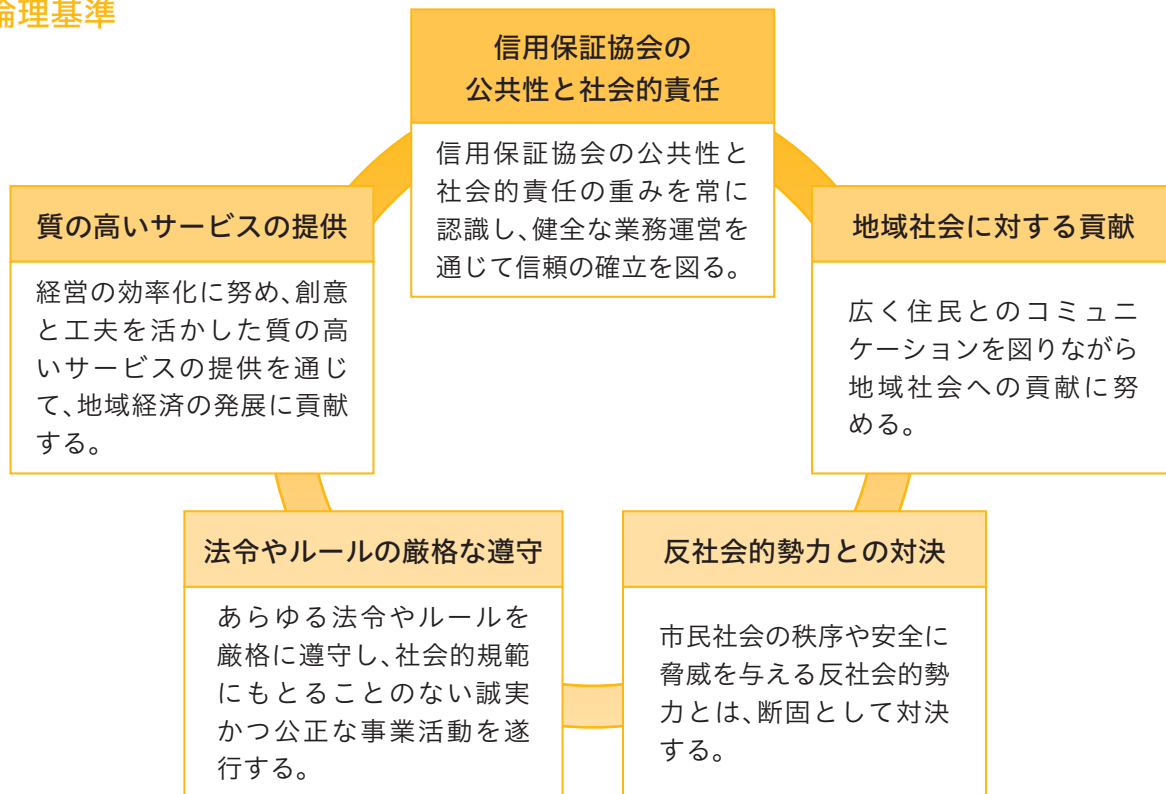
本 店	総 務 課	〒530-8214	大阪市北区梅田3丁目3番20号	06-6131-7567
サポートオフィス	経営相談課	〒541-0053	大阪市中央区本町1丁目4番5号	06-6260-1730
堺 支 店	保証事務課	〒590-0946	堺市堺区熊野町東3丁目1番4号	072-223-3011
東 大 阪 支 店	業務管理課	〒577-0035	東大阪市御厨中2丁目1番1号	06-6781-9511
門 真 支 店	業務管理課	〒571-8567	門真市新橋町34番21号	06-6906-2511
千 里 支 店	業務管理課	〒560-0082	豊中市新千里東町1丁目2番4号	06-6835-3005

コンプライアンス

当協会が、中小企業者の金融円滑化という設立目的を持続的に果たしていくためには、業務の健全性を維持し、社会の信頼を得ることがなによりも必要であると考えています。そのためには、あらゆる法令やルールを遵守し、誠実かつ公正な業務の執行が必要であり、コンプライアンスに関するマニュアルを定め、リスク管理の重要性を認識し、適正に業務を遂行し、社会的責任・経営目標を達成することで、地域経済・社会への貢献を果たしてまいります。

また、情報管理の重要性を認識し、適切な運用に努めています。

■倫理基準



■コンプライアンスへの取組み

1. コンプライアンスにおいては、役職員全員の意識を高めることが重要と考え、以下の取組みを実践しています。

1. コンプライアンスを推進し、コンプライアンス態勢の維持、強化を図るため「コンプライアンス委員会」を設置しています。
2. 法令等遵守態勢を実現する手引書として「コンプライアンス・マニュアル」を制定しています。
3. 具体的な行動計画を策定し、達成状況を適切に評価するため、「コンプライアンス・プログラム」を策定しています。
4. コンプライアンス態勢および運営状況について自己評価を行い、外部有識者から構成される外部評価委員会の意見書とともに内容を公表しています。
5. 公益通報者保護法に則り、内部通報を行った職員等の保護を図るとともに、不正行為等の未然防止や早期発見と是正を図るため、内部通報体制を整備しています。

※退職後1年以内の職員等は公益通報者保護法において内部通報を行うことができます。(担当:コンプライアンス室)

II. 不正利用者、反社会的勢力等に対して、捜査当局等の関係機関と連携し、断固とした姿勢で臨み、適正な信用保証に努めています。

1. 申込書への虚偽・不実記載の申し込みはお断りします。
2. 添付公文書・私文書の偽造の申し込みはお断りします。
3. 金融あっせん屋等が介在、介入する申し込みはお断りします。

III. 保証審査の公平性と透明性の確保に努めています。

1. 第三者の「信用調査における同席および交渉」をお断りします。
2. 第三者からの「保証審査に関する問い合わせおよび交渉」をお断りします。

◆悪質な場合は今後の利用もお断りします。

◆犯罪となる場合は告訴・告発いたします。

◆第三者には加入団体、地域の世話役、コンサルタント・顧問税理士等も含まれます。

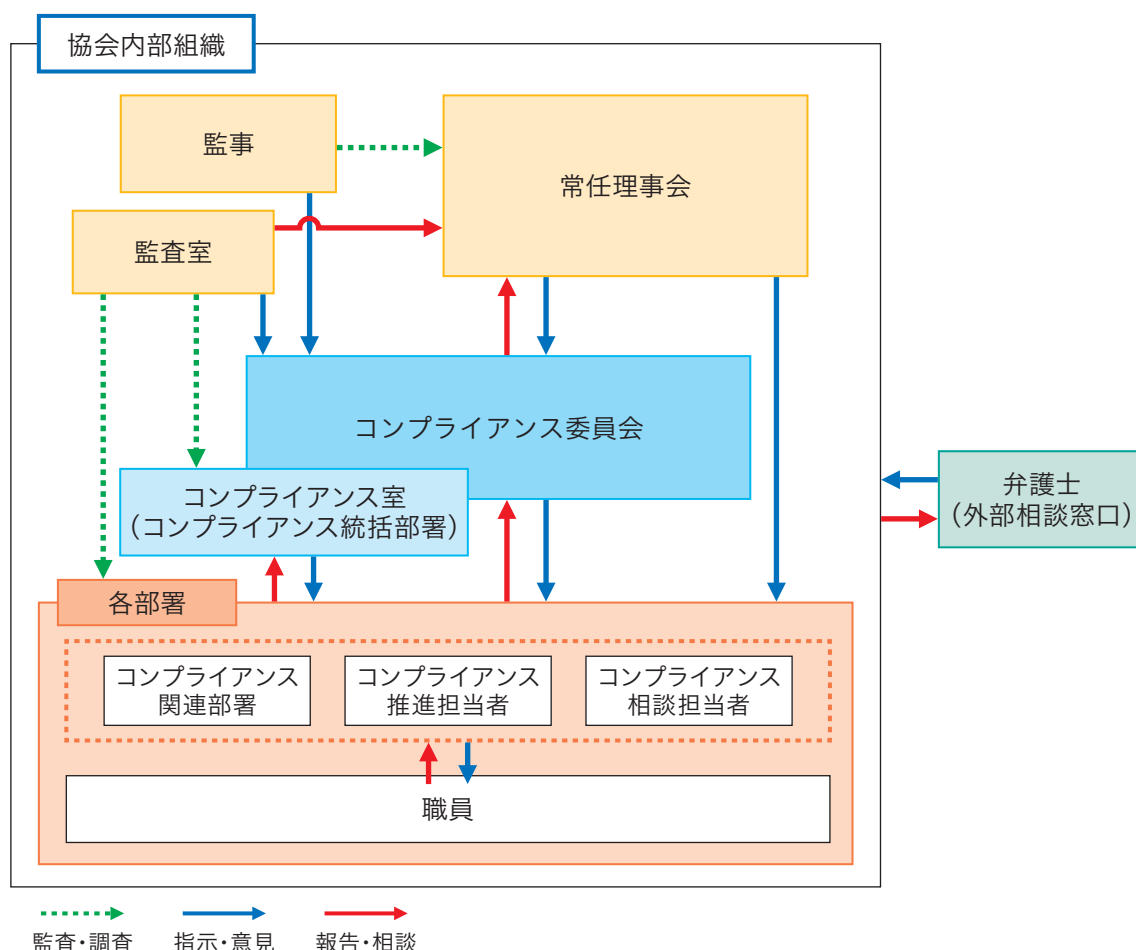
(ここでいう第三者には、金融機関等取扱機関を含みません。)

◆第三者との申込人の顧客情報にかかわるやりとりは、個人情報保護法などの法令および当協会の規定により規制されています。

◆その他、第三者に関連する法令としていわゆる出資法や、いわゆる公職者等のあっせん利得処罰法の規定があります。



■コンプライアンス体制図



■情報管理への取り組み

情報セキュリティポリシー

大阪信用保証協会は、業務遂行を目的として保有する情報資産を、漏えい、き損、改ざんなど様々な脅威から保護し安全な状態を維持するため、以下のとおり情報セキュリティポリシーを定めます。

1. 当協会は、保有する情報資産を保護するため、情報セキュリティ態勢（組織体制とその運用等）の維持・充実に努めます。
2. 当協会は、情報セキュリティに問題が生じた場合、関連法令等に基づき、原因究明や再発防止など適正な対処に努めます。
3. 当協会は、役職員等に対し、情報セキュリティに関する知識の向上・意識の醸成に努めます。
4. 当協会は、技術の進展、社会的環境の変化に応じて、情報セキュリティ態勢を継続的に見直し、改善することに努めます。

保証業務を行うために収集、作成、活用する情報は、当協会にとって貴重な財産であり、これらの情報を安全に効率良く活用するための基盤を構築し、適切な管理を推進していくことが必要です。

保有する情報資産を守るため、基本的な指針として「情報セキュリティポリシー」を制定し、情報セキュリティ態勢の整備、継続的改善に努めています。

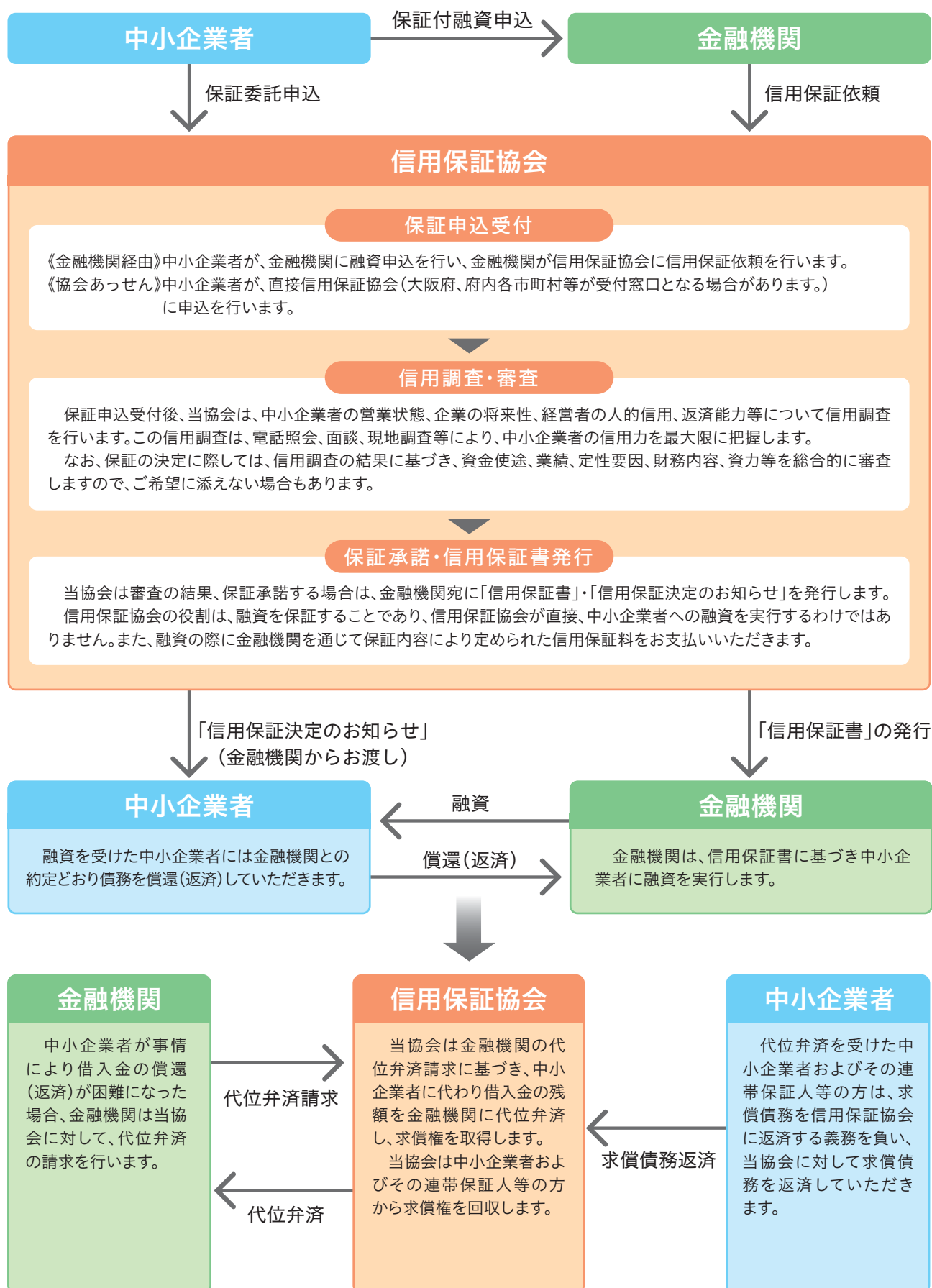
役職員が情報に対する適切な管理の重要性を認識し、個人情報保護法の遵守を基本に適正な運用に取り組んでいます。

■顧客サービス向上への取り組み

「顧客サービス向上委員会」を設置し、お客さまの立場にたった親身な実務対応や接遇面のサービス向上に努めています。

さらに、経営支援部において外部との連携を図りつつ経営相談等の経営支援や創業支援、企業支援部ソリューション推進室 業務推進課において再生支援に関する相談を行い、並行して本店・各支店の窓口 に総合相談窓口(P.67～68をご参照ください。)を設置し、一層きめ細やかな対応を行っていく態勢を整えています。

保証業務の流れ



当協会の概要

中期事業計画と
経営計画

当協会の
取組み

信用保証の
しくみ

個人情報保護宣言・
コンプライアンス

信用保証の
利用概要

令和6年度
事業報告

信用保証実績

組織機構

お問い合わせ窓口・
関係機関

信用保証の対象

■企業規模

中小企業信用保険法等に定める中小企業者で、常用従業員数または資本金(出資金)が次表のいずれかに該当する必要があります。

業 種	常用従業員数	資本金(出資金)
製 造 業 等	300人以下	3億円以下
ゴム製品製造業 (自動車または航空機用タイヤおよび チューブ製造業ならびに工業用ベル ト製造業を除く。)	900人以下	
卸 売 業	100人以下	1億円以下
サ ー ビ ス 業	100人以下	5,000万円以下
旅 館 業	200人以下	
小 売 業 (飲食店を含む。)	50人以下	
医 療 法 人 等	300人以下	—

- (注) ● 製造業等には、建設業・運送業・不動産業・倉庫業・ソフトウェア業・情報処理サービス業・金融業・旅行業などを含みます。
(倉庫業の中の「物品預り・駐車場業」は、常用従業員数100人以下、資本金5,000万円以下となります。)
- 組合の場合は、別の条件が定められています。
 - 特定事業を行う特定非営利活動法人(NPO法人)は、常時使用する従業員の数が300人(小売業を主たる事業とする事業者については50人、卸売業またはサービス業を主たる事業とする事業者については100人)以下であれば申込可能です。ただし、利用できない保証制度があります。
 - 医療法人等とは、医療法人および医業を主たる事業とする一般社団法人、一般財団法人、社会福祉法人等をいいます。ただし、利用できない保証制度があります。

■営業区域および業歴

大阪府内で事業を行っている方が対象です。

なお、保証制度毎に業歴等の要件が定められている場合があります。

■資金使途

信用保証の対象となる資金使途は、事業資金のみです。

■対象業種

ほとんどの業種が対象となりますが、次に掲げる業種は対象となりません。

1. 農業、林業(素材生産業および素材生産サービス業を除く。)
2. 漁業
3. 金融業の一部、保険業(保険媒介代理業および保険サービス業を除く。)
4. 集金業、取立業(公共料金またはこれに準ずるものに係るものを除く。)
5. 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」に規定する性風俗関連特殊営業等
6. 土地売買業(投機目的とする場合)
7. その他、公序良俗に反するなど社会的に批判を受けるおそれがあるもの

また、許認可や届出等を必要とする事業を営んでいる場合は、当該事業に係る許認可等を受けていることが必要となります。

■連帯保証人

連帯保証人が必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。

当協会の連帯保証人は、金融機関で締結する金銭消費貸借契約等の連帯保証人にもなっていていただくことになります。(金融機関から印鑑証明書等を求められる場合がありますので、ご了承ください。)

なお、実質的な経営権を持つ方や組合における代表理事以外の理事、組合員(組合員が法人の場合はその代表者)等、個々の事情に応じて連帯保証人になっていただく場合があります。

※「民法の一部を改正する法律(平成29年法律第44号)」(令和2年4月1日施行)により、法人代表者以外の個人が連帯保証人になっていただく場合は原則として公証人と直接面会し、「保証意思宣明公正証書」による保証意思確認手続きが必要になります。

ただし、個人事業者のお申し込みの場合の同一事業に従事している配偶者の方、法人のお申し込みの場合の理事・取締役・執行役またはこれらに準ずる方、総株主の議決権の過半数を有する方については公正証書の作成は不要です。

経営者保証を不要とする保証の取扱いができる場合について

経営者が法人の連帯保証人になることを経営者保証といいます。

次表のいずれかに該当すれば、経営者保証を不要とする保証が利用できます。

< 経営者保証を不要とする保証の取扱い >

通称	要件
金融機関連携型	以下のすべてを満たしていること - 取扱金融機関の信用保証の付かない融資(既存融資もしくは同時実行する融資)について、経営者保証を不要とし、かつ担保による保全も図られていない 「直近決算期において債務超過でない」かつ「直近2期の決算期において減価償却前経常利益が連続して赤字でない」 - 法人と経営者との一体性解消が図られていると取扱金融機関が確認している
担保充足型	法人または経営者が所有する不動産の担保提供があり、十分な保全が図られていること
財務要件型	直近決算期において一定の財務要件を満たしていること (「財務要件型無保証人保証」でのご利用となります。P.48をご参照ください。)
事業者選択型経営者保証非提供制度	次の(1)～(5)のすべてを満たしていること (1) 申込日以前2年間に於いて、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出していること (2) 申込日の直前決算において、代表者(準ずるものを含む。)への貸付金等がなく、かつ、役員報酬・賞与・配当等が社会通念上相当と認められる額を超えていないこと (3) 次の両方またはいずれかを満たしていること ① 申込日の直前決算において、債務超過でないこと ② 申込日の直前2期決算において、減価償却前経常利益が連続して赤字でないこと (4) 次の両方について、継続的に充足することを誓約する書面を提出していること ① 申込日以降においても、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出すること ② 申込日を含む事業年度以降の決算において、代表者(準ずるものを含む。)への貸付金等がなく、かつ、役員報酬・賞与・配当金等が社会通念上相当と認められる額を超えないこと (5) 保証料率の引上げにより経営者保証を提供しないことを希望していること < 上乗せする保証料について > 上記(3)①と②について、 両方を満たす場合……………協会所定の保証料率に0.25%上乗せ どちらか一方のみを満たす場合…協会所定の保証料率に0.45%上乗せ 両方を満たさない場合……………利用対象外 ただし、法人設立後最初の決算または2期目の決算が未了の場合、0.45%上乗せで利用可能です。 本取扱いと同要件で、お客さまが負担する保証料に対し、国が保証料の一部を補助する「事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証」(P.48をご参照ください。)もございます。

このほかにも、経営者保証を不要とする取扱いができる場合があります。詳細については当協会までお問い合わせください。

信用保証料

ご利用となる保証制度、貸付金額、保証期間、返済方法等に応じて、所定の信用保証料が必要です。

信用保証協会が行う信用保証は、すべて公庫の信用保険に付されます。

お客さまからいただいた信用保証料には、信用保証協会が公庫に支払う信用保険料のほか、信用保証制度を運営する上で必要な費用が含まれています。

■弾力化料率を適用する保証

一般保証、特定社債保証等大半の保証が対象となります。

保証料率は、お客さまの決算内容等により下表のとおり区分され、責任共有制度の対象保証には「責任共有保証料率※」、対象外保証には「責任共有外保証料率」が適用されます。

※「責任共有保証料率」とは、信用保証料を貸付金額に対する率で表示したものです。

区 分		1	2	3	4	5	6	7	8	9
基 本 と な る 責任共有保証料率(年)	有担保 (通常料率)	1.80%	1.65%	1.45%	1.25%	1.05%	0.90%	0.70%	0.50%	0.35%
	有担保 (割引料率※1)	1.62%	1.49%	1.31%	1.13%	0.95%	0.81%	0.63%	0.45%	0.32%
	有担保 (割引料率※2)	1.44%	1.32%	1.16%	1.00%	0.84%	0.72%	0.56%	0.40%	0.28%
	無担保	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%
特 殊 保 証 ※3 の 責任共有保証料率(年)	有担保	1.52%	1.39%	1.22%	1.05%	0.88%	0.75%	0.58%	0.41%	0.29%
	無担保	1.62%	1.49%	1.32%	1.15%	0.98%	0.85%	0.68%	0.51%	0.39%
基 本 と な る 責任共有外保証料率(年)	有担保	2.10%	1.90%	1.70%	1.50%	1.25%	1.00%	0.80%	0.60%	0.40%
	無担保	2.20%	2.00%	1.80%	1.60%	1.35%	1.10%	0.90%	0.70%	0.50%

※1 基本となる責任共有保証料率(年)(有担保)については、全国統一の保証料率から当協会独自の割引を実施しています。

※2 提携有担保保証については、さらに割引した料率を適用しています。

※3 特殊保証とは、当座貸越(貸付専用型)根保証、事業者カードローン当座貸越根保証等の根保証のことをいい、低保証料率を適用します。

保証料率区分は、保証のお申し込みをいただいたお客さまの決算内容等を「CRD」によるスコアリングシステムに入力した後、保証審査を踏まえ、保証諾否とともに決定します。

お客さまには金融機関からお渡しする「信用保証決定のお知らせ」にてお知らせします。

保証決定までの間にお客さまからのお申し出がある場合、保証料率区分をお答えさせていただくことも可能ですが、あくまでも見込みであり、確定した保証料率区分ではありません。

★★「CRD」とは★★

経済産業省(中小企業庁)のバックアップにより、中小企業金融の円滑化を支援することを目的に創設された「中小企業信用リスク情報データベース(Credit Risk Database)」の略称で、信用保証協会や金融機関から中小企業者の財務データ等を収集し、これをデータベース化したものです。現在は非営利法人である「一般社団法人CRD協会」により運営されています。

CRDは、約170の金融機関等が会員となっている中小企業者に関する日本最大のデータベースです。

※匿名データであり、個々の企業を特定したデータベースではありません。

■弾力化料率を適用しない定率の保証

セーフティネット保証(責任共有対象外 年0.90%、責任共有対象 年0.80%)、経営安定資金保証(責任共有対象外 年0.90%、責任共有対象 年0.80%)、危機関連保証(年0.80%)、流動資産担保融資保証(年0.68%)などの保証においては、定率の保証料率が適用されます。また、小口零細企業保証では、付保する保険の種類により、年1.00%となる場合があります。

■保証料率の割引制度

保証のお申し込み時に決算書を作成しており、会社法に定める会計参与の設置が履歴事項全部証明書等により確認できる会社については、適用料率から0.10%引き下げします。(会計参与割引)

※協調支援型特別保証等一部の保証制度は対象外です。

※「会計参与割引」は、全国の信用保証協会での統一の取扱いです。

■信用保証料の計算方法

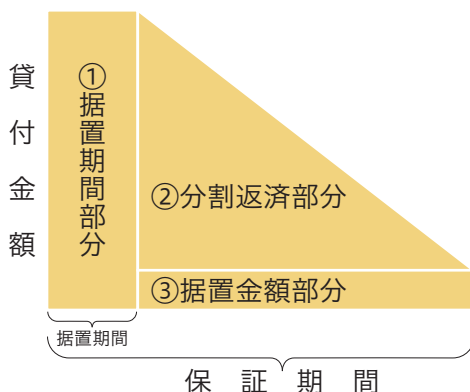
返済方法に応じて、次のとおり計算します。

なお、計算式中の「保証料率」部分について、責任共有制度の対象保証は「責任共有保証料率」、責任共有制度の対象外保証は「責任共有外保証料率」となります。

1. 一括返済の場合

$$\text{貸付金額} \times \text{保証料率} \times \text{保証期間(月数)} \times \frac{1}{12}$$

2. 分割返済の場合



据置期間・据置金額部分のない分割返済の場合：②
据置期間部分のある分割返済の場合：①+②
据置金額部分のある分割返済の場合：②+③
据置期間・据置金額部分のある分割返済の場合：①+②+③

①据置期間部分

$$\text{貸付金額} \times \text{保証料率} \times \text{据置期間(月数)} \times \frac{1}{12}$$

②分割返済部分

$$(\text{貸付金額} - \text{据置金額}) \times \text{保証料率} \times (\text{保証期間(月数)} - \text{据置期間(月数)}) \times \text{係数} \times \frac{1}{12}$$

③据置金額部分

$$\text{据置金額} \times \text{保証料率} \times (\text{保証期間(月数)} - \text{据置期間(月数)}) \times \frac{1}{12}$$

*分割返済部分につきましては、分割返済回数に応じて、次の係数が適用されます。

返済回数	均等分割返済	不均等分割返済
2回～ 6回	0.700	0.770
7回～12回	0.650	0.715
13回～24回	0.600	0.660
24回超	0.550	0.605

■信用保証料のお支払い方法

1. 一括支払いの場合

貸付実行時に金融機関にてお支払いいただきます。

2. 分割支払いの場合

貸付金額1,500万円超かつ保証期間2年超の保証（特定社債保証等、一部の保証を除く。）であり、お客さまのお申し出がある場合は、信用保証料を分割してお支払い（年払い）いただくことが可能です。

【分割支払いに際してご留意いただくこと】

- ・信用保証料の総額に分割割合を乗じた額を各年度にお支払いいただきます。
なお、分割割合・分割回数は、保証期間に応じます。詳細は、当協会までお問い合わせください。
- ・分割支払いをご希望の場合は、保証申込時にお申し出ください。
- ・口座振替等所定の事務手続きが必要となります。

■信用保証料の返戻

信用保証料は違算を除き返戻しないのが原則ですが、最終履行期限前に完済された場合等で、お客さまの取引状況等により当協会が適当と認めた場合、信用保証料の一部を返戻することがあります。

ただし、1,000円未満となる場合は返戻いたしません。

■信用保証料の精算

新規保証により、完済条件とされた既存保証に信用保証料の返戻が発生した場合、原則として新規保証の信用保証料と精算（相殺）いたします。

保証付融資実行後、お客さまの事情により返済方法を変更される場合には、変更後の返済金額や据置期間等に応じて信用保証料の再計算を行います。（原則、返済方法変更による保証料率の変更はなく、当初の保証料率が適用されます。）

再計算により追加の信用保証料が発生した場合には、返済方法変更手続き時にお支払い（精算）いただきます。

■延滞保証料

保証付債務の返済が遅延し、最終履行期限を経過した場合、遅延日数および遅延保証金額に応じて、延滞保証料をお支払いいただきます。

保証申込に際し、信用保証料のほかは、相談料・あっせん料・用紙代など一切いただきません。

主な金融機関経由保証

(令和7年4月現在)

金融機関経由保証は、大半が当協会80%、金融機関20%の負担割合となる責任共有制度の対象保証です。

- ・融資限度額以外に、他の保証との合算限度の定めがあります。
- ・保証により申込資格等が異なりますので、詳細は金融機関窓口または当協会窓口までお問い合わせください。

■一般保証

事業資金に対する保証です。

	有 担 保 保 証	無 担 保 保 証
融 資 限 度 額	2億円(組合4億円)	8,000万円
期 間	運転資金 原則7年以内 設備資金 20年以内	運転資金 原則5年以内 設備資金 7年以内
返 済 方 法	原則分割返済	
貸 付 利 率	金融機関所定	
責任共有保証料率	年0.32%~1.62%	年0.45%~1.90%

○部分保証方式を選択している金融機関の場合、融資限度額が有担保保証2億5,000万円(組合5億円)、無担保保証1億円となります。

■小口零細企業保証

小規模企業者(常時使用する従業員数が20人以下(商業・サービス業(宿泊業および娯楽業を除く。))5人以下))の方を対象とした保証です。

融資限度額	期 間	返済方法	貸付利率	責任共有外保証料率
2,000万円 〔保証協会の既存保証付融資残高 (根保証においては、融資極度額) との合計で2,000万円〕	一般保証に 準じます。	原則分割返済	金融機関所定	有担保保証 年0.40%~2.10% 無担保保証 年0.50%~2.20% 〔付保する保険の種類により年 1.00%となる場合があります。〕

○本保証は、責任共有制度対象外(100%保証)の保証となります。

■当座貸越(貸付専用型)根保証、事業者カードローン当座貸越根保証

反復継続的に安定した資金に対する保証です。

	当座貸越(貸付専用型)根保証		事業者カードローン当座貸越根保証	
	無 担 保 保 証	有 担 保 保 証	無 担 保 保 証	(有 担 保 保 証)
融 資 限 度 額	100万円以上 5,000万円まで	100万円以上 2億円まで	100万円以上2,000万円まで	
期 間	1年または2年 <1年または2年毎に更新>		1年または2年 <1年または2年毎に更新>	
返 済 方 法	約定返済または随時返済		約定返済または随時返済	
貸 付 利 率	金融機関所定		金融機関所定	
責任共有保証料率	年0.39%~1.62%	年0.29%~1.52%	年0.39%~1.62%	(年0.29%~1.52%)

○部分保証方式を選択している金融機関の場合、当座貸越(貸付専用型)根保証の融資限度額は、無担保保証125万円以上6,250万円まで、有担保保証125万円以上2億5,000万円までとなります。また、事業者カードローン当座貸越根保証では、125万円以上2,500万円までとなります。

○事業者カードローン当座貸越根保証は、原則、無担保保証として取扱いしております。

○本保証の更新は、保証期間の延長の条件変更申込となりますが、当初の保証(始期)より満5年を経過している場合には、原則として既存保証を決済条件とする新規申込をする必要があります。

■セーフティネット保証(1号～8号)

取引先企業等の倒産、自然災害等により、経営の安定に支障を生じている方を支援する保証で、通常の保証限度額とは別枠でご利用いただける特例の保証です。

(セーフティネット保証の保証限度額)

有担保保証	2億円(組合4億円) (6号認定については3億円)
無担保保証	8,000万円
特別小口保証(※)	2,000万円

+

(一般の保証限度額)

有担保保証	2億円(組合4億円)
無担保保証	8,000万円
特別小口保証(※)	2,000万円

(※)特別小口保証は、他の保証と併用してのご利用はできません。

○ご利用には市町村長の認定(中小企業信用保険法第2条第5項第1～8号に基づく認定)が必要です。

○認定手続きについては、各市町村の中小企業金融担当課にご照会ください。

■特定社債保証

中小企業の方(株式会社等)が発行する特定の社債に対する保証です。

発行限度額	期 間	返済方法	責任共有保証料率
3,000万円以上5億6,000万円まで 〔うち無担保は 2億5,000万円まで〕	2年以上 7年以内	期限一括償還 または定時償還	有担保保証 年0.32%～1.62% 無担保保証 年0.45%～1.90%

○保証割合が当協会80%、金融機関100%の共同保証形式です。

○社債利率・諸手数料は金融機関所定となります。

○他の有担保・無担保保証(経営安定関連保証および危機関連保証を除く。)と合算して保証金額5億円の範囲内で取扱います。

○取扱いは当協会と覚書を締結している金融機関に限られます。

■流動資産担保融資保証

中小企業者が有する売掛債権や棚卸資産を担保とした融資に対する保証です。

融資限度額	期 間	返済方法	貸付利率	責任共有保証料率
2億5,000万円	根保証1年 (個別保証1年以内)	根保証 約定返済または随時返済 個別保証 原則、返済引当とした売掛債権の 支払期日に一括返済	金融機関所定	年0.68%

○保証割合は、保証協会80%・金融機関20%となります。

■協調支援型特別保証 保証料補助あり

プロパー融資の同時実行などにより、金融仲介機能の一層の強化を図り、中小企業者のさまざまな経営課題を解決することを目的とした保証です。

	有担保保証	無担保保証
融 資 限 度 額	2億円(組合4億円)	8,000万円
期 間	10年以内(一括の場合は1年以内)	
返 済 方 法	一括返済または分割返済	
貸 付 利 率	金融機関所定	
責任共有保証料率	0.45%～1.90%	
	・中小企業者が負担する保証料のうち、次のとおり国から一部補助されます。	
	【同時実行型】 協会申込受付年度により補助率が異なります。 令和7年度・・・1/2相当額、令和8年度・・・1/3相当額、令和9年度・・・1/4相当額 【フォローアップ型】 協会申込受付年度によらず、1/4相当額	

■事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証 保証料補助あり

一定の要件に加え、信用保証料を上乗せすることで経営者保証を不要とする保証です。

融 資 限 度 額	一般関係保険(無担保) 8,000万円		セーフティネット保証(無担保) 8,000万円	
期 間	10年以内(一括の場合は1年以内)			
返 済 方 法	一括返済または分割返済			
貸 付 利 率	金融機関所定			
保 証 料 率	一般関係保険	セーフティネット保証4号	セーフティネット保証5号	
	0.45%～1.90%に 0.25%もしくは0.45%を 上乗せした保証料率	0.90%に 0.25%もしくは0.45%を 上乗せした保証料率	0.80%に 0.25%もしくは0.45%を 上乗せした保証料率	
	中小企業者が負担する保証料のうち、次のとおり国から一部補助されます。 令和7年度…0.10%、令和8年度…0.05%			

- 一定の要件および上乗せする保証料率については、P.42の「事業者選択型経営者保証非提供制度」をご参照ください。
- セーフティネット保証4号・5号の場合、ご利用には各市町村の認定(中小企業信用保険法第2条第5項第4号または第5号)が必要です。
- 認定手続きについては、各市町村の中小企業金融担当課にご照会ください。

■プロパー融資借換特別保証

一定の要件の下で、申込金融機関の経営者保証を徴求しているプロパー融資を借換することができる保証です。

	有担保保証	無担保保証
融資限度額	2億円(組合4億円)	8,000万円
期間	10年以内(一括の場合は1年以内)	
返済方法	一括返済または分割返済	
貸付利率	金融機関所定	
責任共有保証料率	0.32%~1.62%	0.45%~1.90%

○申込金融機関における保証限度額は、申込金融機関における経営者保証非徴求のプロパー融資残高の範囲内となります。

■財務要件型無保証人保証

一定の財務要件の下で、経営者保証を不要とすることにより、中小企業者の積極的な設備投資および事業拡大を促すことを目的とした保証です。

	有担保保証	無担保保証
融資限度額	2億円(組合4億円)	8,000万円
期間	7年以内(一括返済の場合は2年以内)(※)	
返済方法	一括返済または分割返済	
貸付利率	金融機関所定	
責任共有保証料率	年0.32%~1.62%	年0.45%~1.90%

(※)設備資金を含む場合は10年以内となります。

■事業承継特別保証

事業承継時に経営者保証で困りの方を対象とした保証です。

	有担保保証	無担保保証
融資限度額	2億円(組合4億円)	8,000万円
期間	10年以内(一括返済の場合は1年以内)	
返済方法	一括返済または分割返済	
貸付利率	金融機関所定	
責任共有保証料率	年0.32%~1.62%	年0.45%~1.90%
	中小企業活性化協議会および事業承継・引継ぎ支援センターによる確認を受けた場合 年0.20%~1.15%	

ほかにも、当協会では事業承継の形態に応じた保証制度を用意しています。

- ・事業承継サポート保証
- ・経営承継関連保証
- ・特定経営承継関連保証
- ・経営承継準備関連保証
- ・特定経営承継準備関連保証
- ・経営承継借換関連保証

■事業再生計画実施関連保証(通称:経営改善サポート保証)【経営改善・再生支援強化型】 保証料補助あり

原材料価格高騰等の影響を受けて業況が悪化しているなか、「経営サポート会議」での検討等により作成した事業再生に係る計画に従って、事業再生を行う方を対象とした保証です。

	有担保保証	無担保保証
融 資 限 度 額	2億円(組合4億円)	8,000万円 特別小口保証 2,000万円
期 間	一括返済:1年以内 分割返済:15年以内	
返 済 方 法	一括返済または分割返済	
貸 付 利 率	金融機関所定	
保 証 料 率	<責任共有対象保証> 年0.80% ただし、本制度固有の要件に該当し、経営者を連帯保証人とし不在の場合は年1.00% <責任共有対象外保証> 年1.00% ただし、本制度固有の要件に該当し、経営者を連帯保証人とし不在の場合は年1.20% 【保証料補助】 国から保証料の一部が補助されるため、貸付実行時に中小企業者にご負担いただく保証料は保証料率年0.30%相当額になります。	

■金融機関連携型創業関連保証(ES保証・ES保証ネクスト)

金融機関との連携保証制度で、創業または創業後5年未満に必要な資金に対する保証です。

融 資 限 度 額	3,500万円
期 間	10年以内
返 済 方 法	原則均等分割返済
貸 付 利 率	金融機関所定
責任共有外保証料率	<E S 保 証>年0.70% <ES保証ネクスト>年0.90%

○事業開始前もしくは事業開始後1年未満の方は、保証料率を0.10%引き下げします。

○ES保証ネクストは、これから会社を設立される方、または設立して5年未満の会社のみ利用が可能であり、経営者保証が不要です。

■提携保証

金融機関との連携保証制度で、金融機関における一定基準を満たした方を対象とした保証です。

	有担保保証	無担保保証
融 資 限 度 額	2億円	8,000万円(※1)
期 間	30年以内	7年以内(※2)
返 済 方 法	原則均等分割返済	
貸 付 利 率	金融機関所定	
責任共有保証料率	年0.28%~1.44%(※3)	年0.45%~1.90%

(※1)無担保保証8,000万円、普通保証8,000万円の範囲内となります。

(※2)設備資金のみの場合またはプロパー貸付残高を有する場合等は10年以内となります。

(※3)平成30年度から提携有担保保証については、20%の割引を実施しています。

○主な提携保証の有担保保証は、CSジョイント保証となります。また主な提携保証の無担保保証は、CSファンド保証となります。

主な大阪府中小企業向け融資制度保証

(令和7年4月現在)

融資制度名		保証対象	融資限度額	保証期間	貸付利率(年)	受付窓口
開業・スタートアップ応援資金	開業資金	大阪府内において、創業に関する具体的な計画を有し、新たに事業を営むために必要な準備を現に行っている方または業歴の浅い方で、次のいずれかに該当する方 ※事業開始前もしくは事業開始後2か月未満の場合、創業資金総額の1/10以上の自己資金が必要です。 ①事業を営んでいない個人で、1か月以内に個人で事業を開始しようとする方 ②事業を営んでいない個人で、2か月以内に中小企業の会社を新たに設立して事業を開始しようとする方 ③事業を営んでいない個人で、事業を開始してから5年未満の方 ④事業を営んでいない個人が新たに設立した中小企業の会社で、会社を設立して5年未満の会社 ⑤中小企業の会社が自らの事業を継続しつつ、2か月以内に新たに中小企業の会社を設立して事業を開始しようとする会社 ⑥会社が自らの事業を継続しつつ、新たに設立した中小企業の会社で、会社を設立してから5年未満の会社 ⑦事業を営んでいない個人が、法人成りした会社であって、個人で事業を開始してから5年未満の会社	合計3,500万円	10年以内	1.40%(※)	当協会 大阪府商工労働部 中小企業支援室金融課 大阪府内各市町村 中小企業金融担当課 (大阪市を除く。) 取扱金融機関
	無保証人対応	上記のうち②、④～⑦のいずれかに該当する方 ※経営者保証が不要です。 ※税務申告1期末了の場合は、創業資金総額の1/10以上の自己資金が必要です。				取扱金融機関
	地域支援ネットワーク型	主たる事業所が地域支援ネットワーク型の取扱地域で、取扱金融機関本支店での利用を希望し、融資後3年間金融機関および商工会・商工会議所等によるフォローアップを受けることが可能であり、次のいずれかに該当する方 ※事業開始前もしくは事業開始後2か月未満の場合、創業資金総額の1/10以上の自己資金が必要です。 ⑧事業を営んでいない個人で、1か月以内(認定特定創業支援等事業による支援を受けた方は、6か月以内)に個人で事業を開始しようとする方 ⑨事業を営んでいない個人で、2か月以内(認定特定創業支援等事業による支援を受けた方は、6か月以内)に中小企業の会社を新たに設立して事業を開始しようとする方 ⑩事業を営んでいない個人で、事業を開始して1年未満の方 ⑪事業を営んでいない個人が新たに設立した中小企業の会社で、会社を設立して1年未満の会社 ⑫事業を営んでいない個人で、事業を開始して1年以上5年未満であって、申込時点で地域支援ネットワーク型利用中の方、または開業後1年以内(開業時を含む。)に日本政策金融公庫の貸付を受け利用中の方。 ⑬事業を営んでいない個人が新たに設立した中小企業の会社で、会社を設立して1年以上5年未満であって、申込時点で地域支援ネットワーク型利用中の会社、または設立後1年以内(会社設立時を含む。)に日本政策金融公庫の貸付を受け利用中の会社 ⑭事業を営んでいない個人が、事業を開始したのち法人成りした会社であって、個人で事業を開始して1年未満の会社 ⑮事業を営んでいない個人が、事業を開始したのち法人成りした会社で、事業を開始して1年以上5年未満であって、法人成り以前も含めて、申込時点で地域支援ネットワーク型を利用中の会社、または開業後1年以内(個人で開業時を含む。)に日本政策金融公庫の貸付を受け利用中の会社			1.20%(※)	地域支援ネットワーク型 取扱金融機関
	無保証人対応	上記のうち⑨、⑪、⑬～⑮のいずれかに該当する方 ※経営者保証が不要です。 ※税務申告1期末了の場合は、創業資金総額の1/10以上の自己資金が必要です。				
	小規模資金	大阪府内において、原則として同一場所で6か月以上引き続き同一事業を営んでおり、確定申告・決算に伴う納税状況を確認することが可能な小規模企業者の方	2,000万円 (信用保証協会の既存保証付き融資残高との合計で2,000万円以内)	10年以内	1.60%	原則 取扱金融機関
	地域支援ネットワーク型	小規模資金の要件に加え、主たる事業所が地域支援ネットワーク型の取扱地域で、取扱金融機関本支店での利用を希望し、融資後3年間金融機関および商工会・商工会議所等によるフォローアップを受けることが可能な方			1.40%	地域支援ネットワーク型 取扱金融機関
サボイット安定資金	経営安定資金(1号～6号認定)	中小企業信用保険法第2条第5項第1号～6号の認定を受けた方	2億円 (うち原則無担保8,000万円)	10年以内	金融機関所定	取扱金融機関
事業者選択型 経営者保証非提供促進資金		42ページの「経営者保証を不要とする保証の取扱い」のうち、事業者選択型経営者保証非提供制度の要件に該当する方 ※経営者保証が不要です。 ※セーフティネット保証4号または5号を利用する場合、中小企業信用保険法第2条第5項第4号または5号の認定が必要です。	一般関係保険： 無担保8,000万円 セーフティネット保証 (4号および5号に限る。): 無担保8,000万円	10年以内	1.60%	取扱金融機関
経営改善サポート資金 (再生支援強化型)		以下の①から⑫に掲げるいずれかの計画(債権者全員の合意が成立したものに限る。)に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行および進捗の報告を行う方 ①独立行政法人中小企業基盤整備機構の指導または助言を受けて作成された事業再生計画 ②認定支援機関(株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第59条第1項に規定する産業復興相談センター含む。)の指導または助言を受けて作成された事業再生計画 ③特定認証紛争解決手続に従って作成された事業再生計画 ④株式会社整理回収機構が策定を支援した事業再生計画 ⑤株式会社地域経済活性化支援機構が再生支援決定を行った事業再生計画 ⑥株式会社東日本大震災事業者再生支援機構が支援決定を行った事業再生計画 ⑦私的整理に関するガイドラインに基づき成立した再建計画 ⑧自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインに基づき作成された計画であって、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律に基づく調停における調書(同法第17条第1項の調停条項によるものを除く。)または同法第20条に規定する決定において特定されたもの ⑨中小企業の事業再生等に関するガイドラインに基づき成立した事業再生計画 ⑩独立行政法人中小企業基盤整備機構が産業競争力強化法第140条に規定する出資業務により出資を行った投資事業有限責任組合が策定を支援した再建計画 ⑪経営サポート会議(信用保証協会や債権者たる金融機関等の関係者が一堂に会し、中小企業者ごとに経営支援の方向性、内容等を検討する場)による検討に基づき作成または決定された事業再生の計画 ⑫中小企業等経営強化法第31条第2項に規定する認定経営革新等支援機関が経営改善計画策定支援事業によって策定を支援した事業再生の計画	2億円 (うち原則無担保8,000万円)	15年以内	1.40%	取扱金融機関

当協会の概要

経営計画

取組み

信用保証のしくみ

個人情報保護宣言・コンプライアンス

信用保証の利用概要

事業報告

信用保証実績

組織機構

お問い合わせ窓口

信用保証の利用概要

融資制度名		保証対象	融資限度額	保証期間	貸付利率(年)	受付窓口
当協会の概要 経営計画 取組み 信用保証のしくみ 個人情報保護宣言・コンプライアンス 信用保証の利用概要 令和6年度事業報告 信用保証実績 組織機構	法認定型	経営環境変化等に対応するため、次の①、②のいずれかの計画承認を受けた方または③に該当する方 ①経営革新計画 ②地域経済牽引事業計画 ③承認地域経済牽引支援機関である一般社団法人または一般財団法人	2億円(組合4億円) (うち無担保8,000万円)	運転資金 7年以内 設備資金 20年以内 (無担保 7年以内)	金融機関所定	取扱金融機関
	金融機関提案型	各取扱金融機関の定める要件に該当する方	金融機関所定 (一般保証の範囲内)		金融機関所定	取扱金融機関
	設備投資 応援融資	一般型 経営基盤の強化等に必要な設備を導入し、融資後金融機関等によるサポートを受けることが可能な方	合計2億円 (うち無担保8,000万円)	有担保:20年以内 無担保:10年以内	1.20%以下の 金融機関所定 (固定金利)	取扱金融機関
		DX・カーボ ンニュートラル型 経営基盤の強化等に必要な設備を導入し、融資後金融機関等によるサポートを受けることが可能な方 ただし、DX・カーボンニュートラルに関する資金に限る。				
		計画認定型 一般型の条件に加え、次のいずれかに該当する方 ①中小企業等経営強化法に規定する認定経営力向上計画にかかる新事業活動を営む方 ②中小企業等経営強化法に規定する認定先端設備等導入計画に基づき、先端設備等の導入を図る方 ③中小企業強靱化法に規定する認定事業継続力強化計画に基づき事業を行う方 ④中小企業強靱化法に規定する認定連携事業継続力強化計画に基づき事業を行う方 ⑤経済産業大臣から情報処理の促進に関する法律第31条の認定を受けた方				
	SDGsビジネス 支援資金	SDGsの取組みに関する事業計画を策定し、その実行に取組む方で、計画に記載した目標の達成状況を自己評価し、金融機関および保証協会に対し報告することが可能な方	2億円 (うち無担保8,000万円)	7年以内	1.40%以下の 金融機関所定 (固定金利)	取扱金融機関
	事業承継 支援資金	無保証人型 次のア～エのすべての要件を満たし、以下の①、②のいずれかに該当する方 ア 資産超過であること イ 返済緩和中でないこと ウ EBITDA有利子負債倍率(*)10倍以内 * (借入金・社債・現預金)/(営業利益+減価償却費) エ 法人と経営者の分離がなされていること ①3年以内に事業承継(=代表者交代)を予定する「事業承継計画」を有する法人 ※複数回利用する場合は、1回目の保証日から3年以内に保証申込を行うものに限り、ます。 ②代表者が中小企業者の金融機関からの借入れによる債務を保証していることにより、事業活動の継続に支障が生じているとして、中小企業経営承継円滑化法に基づく認定を受けた中小企業者 ※経営者保証が不要です。	2億円 (うち無担保8,000万円) 無保証人型②および 計画承認型①③は、 それぞれ別に2億円 (うち無担保8,000万円)	10年以内	1.40%以下の 金融機関所定 (固定金利)	取扱金融機関 (与信取引の ある金融機関 に限り、ます。)
		計画承認型 次の①～⑤のいずれかに該当する方 ①中小企業経営承継円滑化法に基づく認定を受けた中小企業者 ②中小企業経営承継円滑化法に基づく認定を受けた中小企業者の代表者個人 ③事業活動の継続に支障が生じている他の中小企業者の経営の承継を実施するため、中小企業経営承継円滑化法に基づく認定を受けた中小企業者 ④事業活動の継続に支障が生じている他の中小企業者の経営の承継を実施するため、中小企業経営承継円滑化法に基づく認定を受けた「事業を営んでいない個人」 ⑤事業会社の株主等から株式・事業用資産等を買収するため、新たに設立された持株会社				
	金融機関 協調支援型	大阪府内において、事業を営んでおり、次の①または②のいずれかに該当する方 ①申込金融機関から本保証付融資の実行と原則同時に本保証付融資額1割以上(融資期間12カ月以上)のプロパー融資を受けること ②申込金融機関の支援を受けつつ、自ら経営行動計画の策定ならびに計画の実行および進捗の報告を行うこと	2億円(組合4億円) (うち無担保8,000万円)	10年以内	金融機関所定	取扱金融機関

(※)女性・若者・シニア・U/Iターンに該当する方は、貸付利率が0.20%引き下げされます。ただし、保証対象⑤、⑥は女性・若者・シニア・U/Iターンの対象外です。

*上記の保証の保証料率について、原則9区分の弾力化料率が適用されます。

ただし、開業・スタートアップ応援資金、経営安定サポート資金、事業者選択型経営者保証非提供促進資金(セーフティネット保証分に限る。)については定率の保証料率が適用されます。また、チャレンジ応援資金の中の一部の制度についても定率の保証料率の適用があります。

*個別の融資限度額以外に、他の保証との合算限度の定めがあります。また、特例等により利用条件等別の定めがあります。

詳細は、大阪府商工労働部中小企業支援室金融課、当協会、もしくは取扱金融機関までお問い合わせください。

*** 大阪府商工労働部中小企業支援室金融課 Webサイト ***
(融資制度等についてご案内しています。)

大阪府 金融課

検索



令和6年度事業概況

事業計画/実績

(単位:百万円)

	令和6年度経営計画	令和6年度実績		令和7年度経営計画
		金額	対計画比	
保証承諾	940,000	1,013,474	107.8%	880,000
保証債務残高	3,530,000	3,748,655	106.2%	3,430,000
代位弁済	65,000	57,621	88.6%	72,000
実際回収	9,500	11,574	121.8%	10,000

収支計画/実績(全体)

(単位:百万円)

	令和6年度経営計画	令和6年度実績		令和7年度経営計画
		金額	対計画比	
経常収入	40,491	42,801	105.7%	40,863
経常支出	23,607	24,109	102.1%	24,673
経常収支差額	16,884	18,692	110.7%	16,190
経常外収入	85,855	84,053	97.9%	90,437
経常外支出	89,239	86,194	96.6%	95,527
経常外収支差額	△ 3,384	△ 2,140	—	△ 5,090
制度改革促進基金取崩額	0	0	—	0
当期収支差額	13,500	16,552	122.6%	11,100

当協会の概要

中期事業計画と
経営計画

当協会の
取組み

信用保証の
しくみ

個人情報保護宣言・
コンプライアンス

信用保証の
利用概要

令和6年度
事業報告

信用保証実績

組織機構

お問い合わせ窓口・
関係機関

令和6年度貸借対照表

貸借対照表

(単位:千円)

借 方		貸 方	
科 目	金 額	科 目	金 額
現金	589	基本財産	160,047,785
預け金	59,922,318	制度改革促進基金	0
金銭信託	0	収支差額変動準備金	75,788,848
有価証券	305,373,281	その他有価証券評価差額金	0
動産・不動産	6,472,667	責任準備金	25,568,649
損失補償金見返	225,759,444	求償権償却準備金	4,968,837
保証債務見返	3,748,654,933	退職給与引当金	5,157,739
求償権	14,177,553	損失補償金	225,759,444
譲受債権	0	保証債務	3,748,654,933
雑勘定	8,332,271	求償権補填金	0
		借入金	0
		雑勘定	122,746,820
合 計	4,368,693,055	負債及び正味財産合計	4,368,693,055

上表は、信用保証協会法施行規則等に基づいて作成した貸借対照表ですが、よりご理解いただくため、一般企業における貸借対照表の表示等に置き換えると次表のようになります。

(単位:千円)

借 方			貸 方		
科 目	金 額	構成比	科 目	金 額	構成比
【資産】			【負債】		
現金・預け金	59,922,907	15.4%	その他有価証券評価差額金	0	0.0%
金銭信託	0	0.0%	責任準備金	25,568,649	6.6%
有価証券	305,373,281	78.4%	退職給与引当金	5,157,739	1.3%
動産・不動産	6,472,667	1.7%	借入金	0	0.0%
求償権	14,177,553	3.6%	雑勘定	122,746,820	31.5%
求償権償却準備金	△ 4,968,837	△ 1.3%	(未経過保証料)	(121,571,149)	(31.2%)
雑勘定	8,332,271	2.1%	(その他)	(1,175,672)	(0.3%)
(未経過保険料)	(7,541,170)	(1.9%)	負債合計	153,473,208	39.4%
(その他)	(791,101)	(0.2%)	【正味財産】		
			基本財産	160,047,785	41.1%
			(基金)	(118,733,935)	(30.5%)
			(基金準備金)	(41,313,850)	(10.6%)
			制度改革促進基金	0	0.0%
			収支差額変動準備金	75,788,848	19.5%
			正味財産合計	235,836,633	60.6%
合 計	389,309,841	100.0%	負債及び正味財産合計	389,309,841	100.0%

- ・保証債務見返(借方)・保証債務(貸方)3,748,654,933千円、損失補償金見返(借方)・損失補償金(貸方)225,759,444千円は、備忘勘定で借方・貸方同額のため、この表から除いています。
- ・実際求償権残高は、955,746,247千円です。

(基本財産の造成)

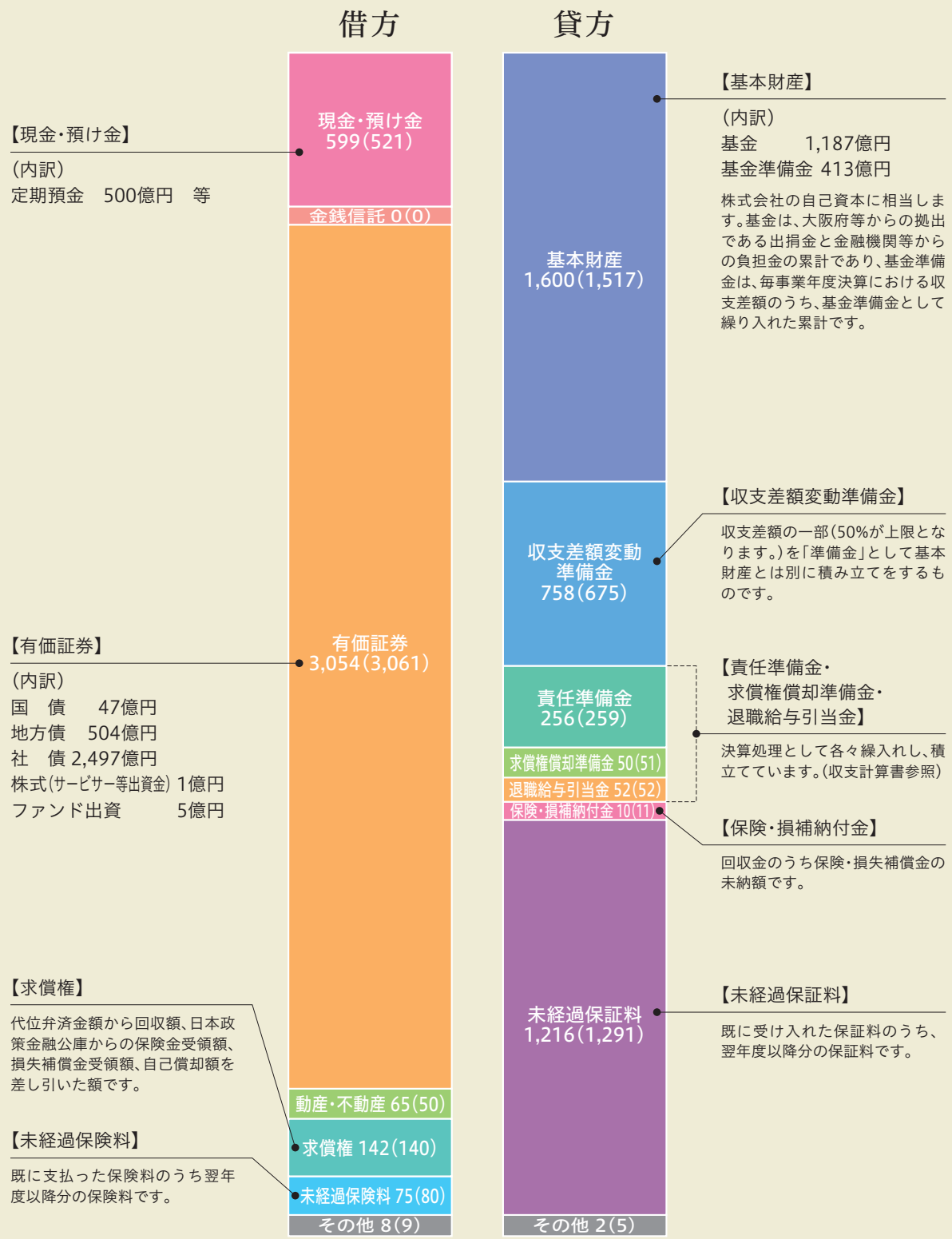
(単位:千円)

令和5年度末時点の基本財産	151,667,741
令和6年度中の出捐金受入	0
令和6年度中の金融機関等負担金受入	104,000
収支差額からの繰入	8,276,044
令和6年度末時点の基本財産	160,047,785

図解

令和6年度決算(貸借対照表)

[単位:億円]
()内は前年度数値を表します



※保証債務見返(借方)・保証債務(貸方)37,487億円、損失補償金見返(借方)・損失補償金(貸方)2,258億円は、備忘勘定で借方・貸方同額のため図から除いています。

当協会の概要
中期事業計画と
経営計画
取組み
信用保証のしくみ
個人情報保護宣言・
コンプライアンス
信用保証の利用概要
令和6年度
事業報告
信用保証実績
組織機構
お問い合わせ窓口・
関係機関

令和6年度収支計算書

収支計算書

(単位:千円)

科 目	金 額
経常収入	42,801,445
保証料	37,418,733
預け金利息	243,261
有価証券利息配当金	1,830,208
延滞保証料	10,985
損害金	322,342
責任共有負担金	2,586,198
その他	389,718
経常支出	24,109,125
業務費	8,085,086
借入金利息	0
信用保険料	16,019,003
責任共有負担金納付金	0
雑支出	5,036
経常収支差額	18,692,320
経常外収入	84,053,315
償却求償権回収金	1,320,324
責任準備金戻入	25,911,327
求償権償却準備金戻入	5,055,504
求償権補填金戻入	51,742,230
有価証券評価益	0
有価証券売却益	0
その他	23,930
経常外支出	86,193,546
求償権償却	55,556,293
譲受債権償却	0
雑勘定償却	42,790
有価証券評価損	0
有価証券売却損	0
退職金	12,884
責任準備金繰入	25,568,649
求償権償却準備金繰入	4,968,837
その他	44,094
経常外収支差額	△ 2,140,232
制度改革促進基金取崩額	0
収支差額変動準備金取崩額	0
当期収支差額	16,552,089
収支差額変動準備金繰入額	8,276,044
基本財産繰入額	8,276,044

左表は、信用保証協会法施行規則等に基づいて作成した収支計算書ですが、よりご理解いただくため経常外収支について純増減額をわかりやすく表示すると下表のようになります。

(単位:千円)

経常外収支	
科 目	金 額
償却求償権回収金	1,320,324 …①
責任準備金	
戻入	25,911,327
繰入	△ 25,568,649
(当期純戻入額)	(342,678) …②
求償権償却準備金	
戻入	5,055,504
繰入	△ 4,968,837
(当期純戻入額)	(86,667) …③
求償権償却	
求償権償却	△ 55,556,293
求償権補填金戻入	51,742,230
(保険金)	(46,971,708)
(損失補償補填金)	(4,770,522)
(当期自己償却額)	△ 3,814,063 …④
その他	△ 75,837 …⑤
経常外収支差額	△ 2,140,232 …⑥

*①+②+③+④+⑤=⑥となります。

図解

令和6年度決算(収支計算書)

[単位:億円]

()内は前年度数値を表します

経常支出 241(251)

【業務費】

人件費 40億円 物件費 41億円

【信用保険料】

保険料の支払いは1年毎に前払いしていますが、実際に支払った保険料ではなく、当年度分の保険料です。翌年度以降分の保険料は未経過保険料として貸借対照表の資産勘定に計上しています。

【責任共有負担金納付金】

責任共有制度において負担金方式を選択した金融機関から受領した負担金の一定割合を公庫へ納付しています。

経常外支出 862(770)

【求償権償却】

自己償却

代位弁済後5事業年度超分の求償権等回収見込みの無い求償権の自己資金による償却です。

【責任準備金繰入】

期末の保証債務残高に対し一定割合を積み立てています。

【求償権償却準備金繰入】

期末の求償権残高に対し一定割合を積み立てています。

当期収支差額 166(161)

業務費
81(77)

信用保険料
160(174)

責任共有負担金納付金 0(0)

求償権償却
556(460)

うち

保険金償却
470(391)

損補金償却
48(35)

自己償却
38(33)

責任準備金繰入
256(259)

求償権償却準備金繰入
50(51)

その他 1(0.9)

当期収支差額
166(161)

経常収入 428(433)

【保証料】

受領した保証料ではなく、当年度分の保証料です。翌年度以降分の保証料は、未経過保証料として貸借対照表の負債勘定に計上しています。

保証料
374(391)

【責任共有負担金】

責任共有制度において負担金方式を選択した金融機関が保証利用実績等に応じて協会に納める負担金を計上しています。

利息・配当金 21(18)

責任共有負担金
26(17)

損害金等 7(7)

経常外収入 841(749)

【責任準備金戻入】

洗替方式による、前年度繰入額の戻入です。

責任準備金戻入
259(270)

【求償権償却準備金戻入】

洗替方式による、前年度繰入額の戻入です。自己償却の財源ともなります。

求償権償却準備金戻入
51(41)

【求償権補填金戻入】

代位弁済に伴い受領した保険金と損失補償金です。求償権償却(保険・損補償却)の財源となります。

求償権補填金
戻入
517(426)

その他 13(12)

当協会の概要

中期事業計画と
経営計画

当協会の
取組み

信用保証の
しくみ

個人情報保護宣言・
コンプライアンス

信用保証の
利用概要

令和6年度
事業報告

信用保証実績

組織機構

お問い合わせ窓口・
関係機関

キャッシュ・フロー計算書(要約)

※信用保証協会法上、信用保証協会はキャッシュ・フロー計算書の作成は求められていませんが、当協会経営の透明性を確保する観点から、以下のとおりキャッシュ・フロー計算書を公表しています。

《表-1 キャッシュ・フロー計算書(要約)》

(単位:千円)

項目		令和6年度	令和5年度
事業活動によるキャッシュ・フロー	A	(*) 8,689,769	3,359,614
投資活動によるキャッシュ・フロー	B	△ 7,005,565	△ 4,170,535
財務活動によるキャッシュ・フロー	C	104,000	59,000
現金および現金同等物の増加額	D = A + B + C	1,788,204	△ 751,921
現金および現金同等物の期首残高		8,134,703	8,886,623
現金および現金同等物の期末残高		9,922,907	8,134,703

(*)表-2は、よりご理解いただくために、事業活動によるキャッシュ・フローについて、信用保証協会業務の特性を踏まえた項目に区分し表示しています。

《表-2 事業活動によるキャッシュ・フロー》

(単位:千円)

項目		令和6年度	令和5年度
主たる業務	保証料・保険料にかかるキャッシュ・フロー a	14,351,259	12,093,844
	当期に受領した保証料等	29,899,609	29,260,334
	当期に支出した信用保険料	△ 15,548,350	△ 17,166,490
	代位弁済・求償権にかかるキャッシュ・フロー b	341,067	△ 3,498,435
	当期に支出した代位弁済金	△ 57,621,296	△ 51,466,437
	当期に受領した求償権補填金	51,891,865	42,631,619
	当期に受領した求償権回収金等	3,484,300	3,588,492
	当期に受領した責任共有負担金	2,586,198	1,747,891
	当期に支出した責任共有負担金納付金	0	0
	業務費等にかかるキャッシュ・フロー c	△ 7,978,265	△ 6,992,468
	当期に支出した業務費等	△ 8,271,971	△ 7,268,559
	その他	293,705	276,091
	主たる業務収支にかかるキャッシュ・フロー 計 d = a + b + c	6,714,060	1,602,942
	当期に受領した預け金利息・有価証券利息・配当金 e	1,975,709	1,756,673
	当期に支出した借入金利息 f	0	0
	事業活動によるキャッシュ・フロー g = d + e + f	8,689,769	3,359,614

令和6年度信用保険・損失補償

信用保険料・保険金受領額・保険金納付額・保険収支額

(単位:千円)

信用保険料(A)	信用保険契約に基づき、協会が公庫に保険料として支払った額	16,627,440
保険金受領額(B)	代位弁済により、協会が公庫から保険金として受領した額	48,196,485
保険金納付額(C)	代位弁済した求償債権の回収金を保険金の受領割合に応じて公庫に納付した額	8,580,956
保険収支額(A + C - B)		△ 22,988,089

*上記以外に責任共有負担金を公庫に納付しています。ただし、今年度の責任共有負担金納付額は0円でした。

損失補償金受領額・損失補償金納付額(大阪府)

(単位:千円)

損失補償金受領額(A)	代位弁済により、協会が大阪府から損失補償金として受領した額	1,934,388
損失補償金納付額(B)	代位弁済した求償債権の回収金を損失補償金の受領割合に応じて大阪府に納付した額	383,467
(A) - (B)		1,550,920

損失補償金受領額・損失補償金納付額(大阪市)

(単位:千円)

損失補償金受領額(A)	代位弁済により、協会が大阪市から損失補償金として受領した額	59,984
損失補償金納付額(B)	代位弁済した求償債権の回収金を損失補償金の受領割合に応じて大阪市に納付した額	140,536
(A) - (B)		△ 80,552

*上記金額は、キャッシュフローベースのため、決算の数値とは異なります。

*信用保険・損失補償についての解説は、P.32をご参照ください。

当協会の概要

中期事業計画と
経営計画

当協会の
取り組み

信用保証の
しくみ

個人情報保護宣言・
コンプライアンス

信用保証の
利用概要

令和6年度
事業報告

信用保証実績

組織機構

お問い合わせ窓口・
関係機関

基本財産

基本財産とは、一般企業の自己資本に相当するもので、信用保証協会が引き受けた保証債務の最終担保的な性格があります。このことから、当協会が引き受ける保証債務の最高限度額は、定款により基本財産の60倍(定款倍率)と定められています。したがって、中小企業者の保証需要に安定して応え、当協会の使命を果たしていくためには、基本財産の拡充が重要となります。

基本財産の構成

基本財産は、①基金および②基金準備金で構成されています。

①基金は、大阪府等からの拠出である出捐金(国からの基金補助金を含みます。)と金融機関等からの負担金で構成されています。

②基金準備金は、毎事業年度決算における収支差額のうち、基金準備金として繰り入れた累計で、信用保証協会の自己造成資金です。

基本財産の内訳

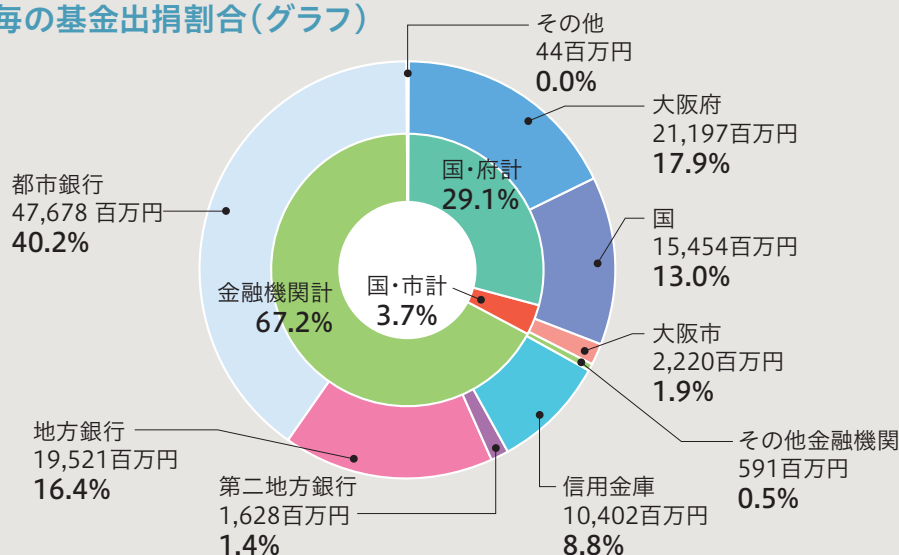
(令和7年3月31日現在)

基 金	118,734 百万円
基金準備金	41,314 百万円
基本財産計	160,048 百万円

出捐機関毎の基金出捐割合(累計)

	金額	構成比
大阪府	21,197 百万円	17.9%
国から大阪府への基金補助金	13,321 百万円	11.2%
国から大阪市への基金補助金	2,133 百万円	1.8%
大阪市	2,220 百万円	1.9%
金融機関	79,819 百万円	67.2%
その他	44 百万円	0.0%
合 計	118,734 百万円	100.0%

■出捐機関毎の基金出捐割合(グラフ)



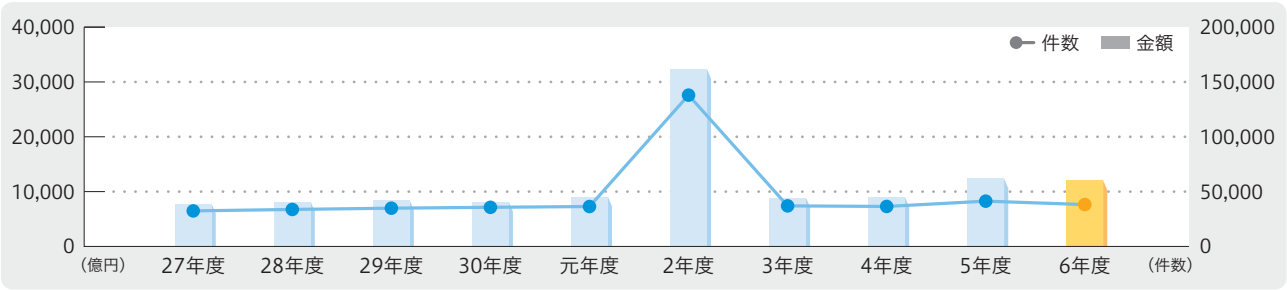
最近10カ年の事業概況

(単位:件・百万円)

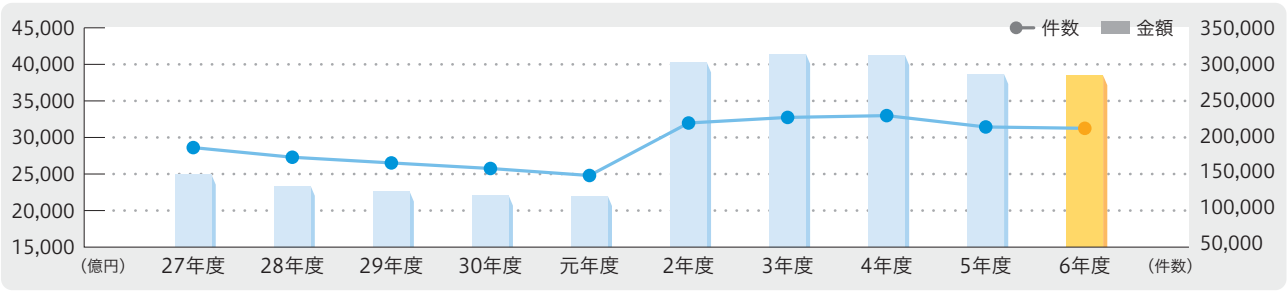
年度	保証承諾		保証債務残高		代位弁済		実際回収
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	金額
27年度	32,409	780,919	186,125	2,503,737	4,648	56,367	16,922
28年度	33,727	816,243	172,928	2,349,131	3,961	46,151	18,683
29年度	34,886	841,322	165,145	2,268,874	3,129	37,556	15,785
30年度	35,683	815,656	157,538	2,212,649	2,964	36,696	13,535
元年度	36,393	909,098	147,954	2,207,426	2,982	36,563	12,340
2年度	137,979	3,238,712	219,757	4,061,145	1,863	25,010	10,539
3年度	36,995	890,315	227,407	4,181,384	1,683	24,294	10,940
4年度	36,462	895,579	229,874	4,163,587	2,355	35,165	11,108
5年度	44,379	1,189,266	211,607	3,889,992	3,640	51,466	10,865
6年度	39,231	1,013,474	206,614	3,748,655	3,954	57,621	11,574

※実際回収=元金+損害金

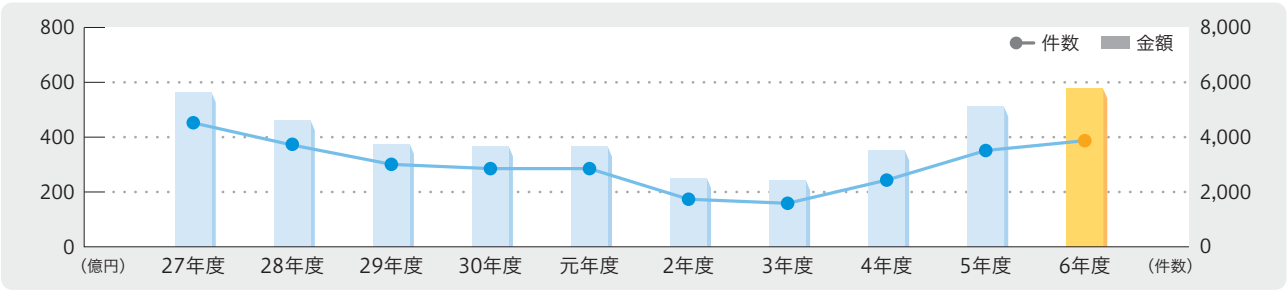
■保証承諾



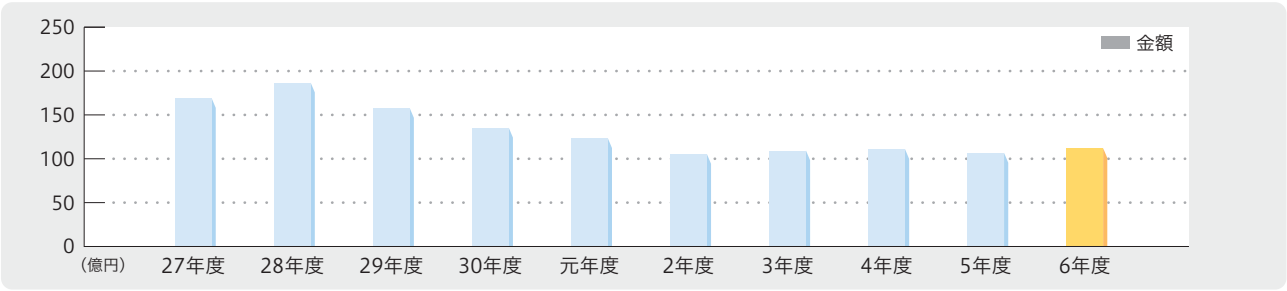
■保証債務残高



■代位弁済



■実際回収



当協会の概要

中期事業計画と
経営計画

当協会の
取り組み

信用保証の
しくみ

個人情報保護宣言・
コンプライアンス

信用保証の
利用概要

令和6年度
事業報告

信用保証実績

組織機構

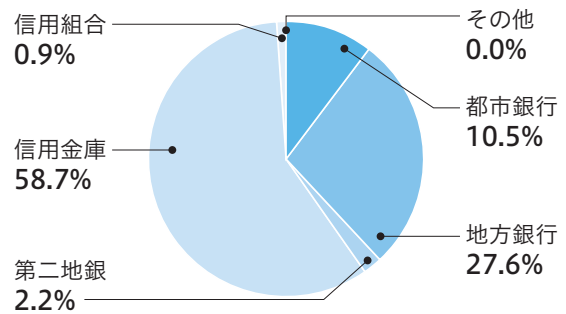
お問い合わせ窓口・
関係機関

令和6年度 保証承諾

■金融機関群別

(単位:件・百万円・%)

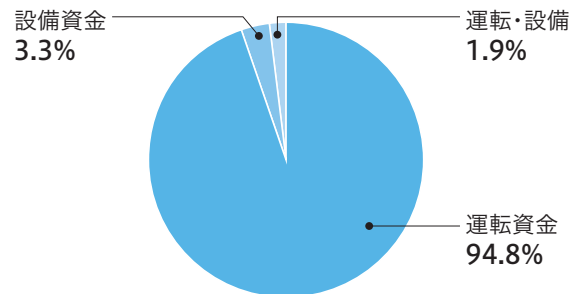
区 分	件 数	金 額	構成比
都市銀行	2,871	106,333	10.5
地方銀行	8,835	280,107	27.6
第二地銀	703	22,708	2.2
信用金庫	25,959	594,720	58.7
信用組合	842	9,178	0.9
その他	21	428	0.0
合計	39,231	1,013,474	100.0



■資金使途別

(単位:件・百万円・%)

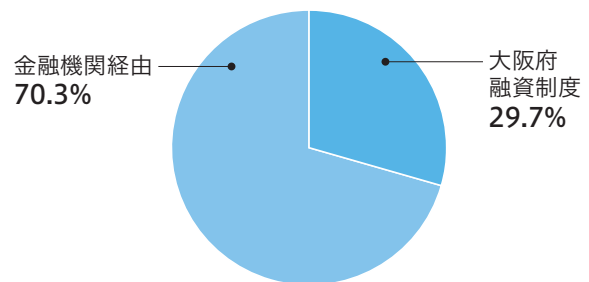
区 分	件 数	金 額	構成比
運転資金	36,652	960,303	94.8
設備資金	1,526	33,782	3.3
運転・設備	1,053	19,389	1.9
合計	39,231	1,013,474	100.0



■制度別

(単位:件・百万円・%)

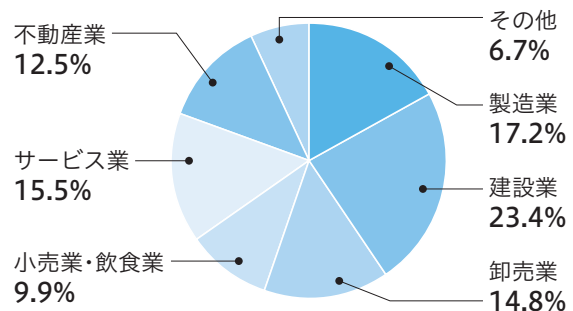
区 分	件 数	金 額	構成比
大阪府融資制度	15,090	301,443	29.7
金融機関経由	24,141	712,031	70.3
合計	39,231	1,013,474	100.0



■業種別

(単位:件・百万円・%)

区 分	件 数	金 額	構成比
製造業	6,346	173,942	17.2
建設業	9,238	237,131	23.4
卸売業	4,868	150,392	14.8
小売業・飲食業	4,799	100,714	9.9
サービス業	7,371	156,943	15.5
不動産業	4,446	126,675	12.5
その他	2,163	67,676	6.7
合計	39,231	1,013,474	100.0



令和6年度 保証承諾

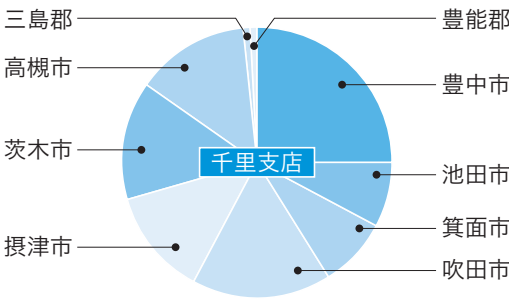
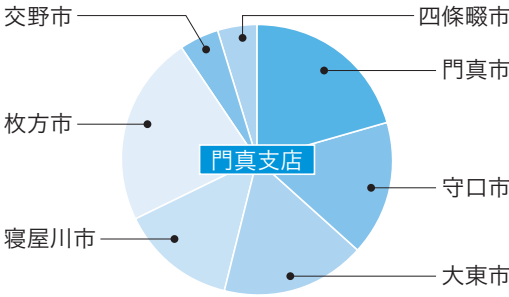
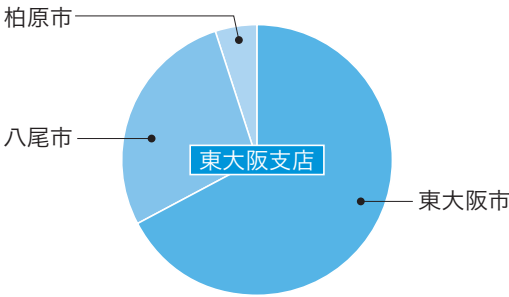
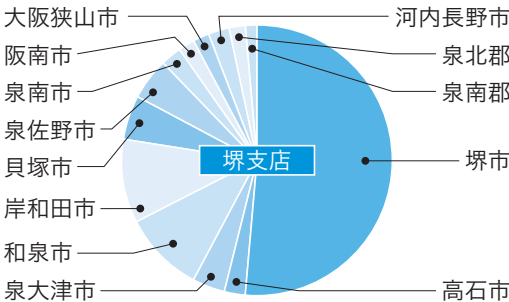
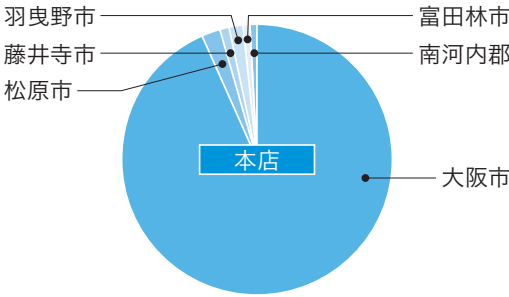
■地域別

(単位:件・百万円・%)

保証業務区域	区 分	件 数	金 額	構成比
本店	大阪市	18,550	485,814	47.9
	松原市	474	12,302	1.2
	藤井寺市	220	4,938	0.5
	羽曳野市	370	9,368	0.9
	富田林市	201	5,039	0.5
	南河内郡	125	3,215	0.3
堺支店	堺市	2,830	81,678	8.1
	高石市	163	3,964	0.4
	泉大津市	244	5,595	0.6
	和泉市	540	15,171	1.5
	岸和田市	610	15,892	1.6
	貝塚市	274	8,118	0.8
	泉佐野市	300	8,115	0.8
	泉南市	144	3,947	0.4
	阪南市	139	3,138	0.3
	大阪狭山市	123	3,375	0.3
	河内長野市	161	3,647	0.4
	泉北郡	99	3,009	0.3
	泉南郡	99	2,316	0.2
東大阪支店	東大阪市	3,191	86,634	8.5
	八尾市	1,429	35,469	3.5
	柏原市	232	5,634	0.6
門真支店	門真市	736	17,855	1.8
	守口市	659	14,604	1.4
	大東市	613	14,728	1.5
	寝屋川市	575	11,734	1.2
	枚方市	1,013	19,839	2.0
	交野市	182	3,731	0.4
	四條畷市	182	4,428	0.4
千里支店	豊中市	1,270	30,613	3.0
	池田市	348	9,337	0.9
	箕面市	399	9,851	1.0
	吹田市	771	20,371	2.0
	摂津市	571	15,014	1.5
	茨木市	666	17,521	1.7
	高槻市	654	16,283	1.6
	三島郡	37	598	0.1
	豊能郡	37	589	0.1
合計		39,231	1,013,474	100.0

*保証業務区域は、令和7年4月1日現在です。

保証業務区域・地域別 承諾金額構成比



当協会の概要

中期事業計画と
経営計画
当協会の
取り組み

信用保証の
しくみ

個人情報保護宣言・
コンプライアンス

信用保証の
利用概要

令和6年度
事業報告

信用保証実績

組織機構

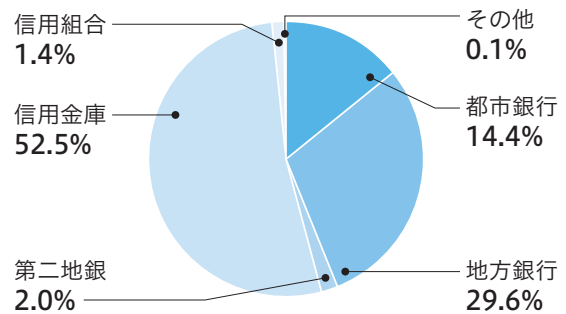
お問い合わせ窓口・
関係機関

令和6年度 保証債務残高

■金融機関群別

(単位:件・百万円・%)

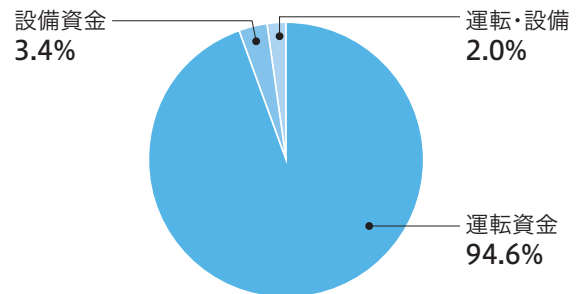
区 分	件 数	金 額	構成比
都市銀行	24,556	540,289	14.4
地方銀行	52,423	1,108,486	29.6
第二地銀	3,675	74,926	2.0
信用金庫	119,692	1,968,164	52.5
信用組合	6,091	54,219	1.4
その他	177	2,571	0.1
合計	206,614	3,748,655	100.0



■資金使途別

(単位:件・百万円・%)

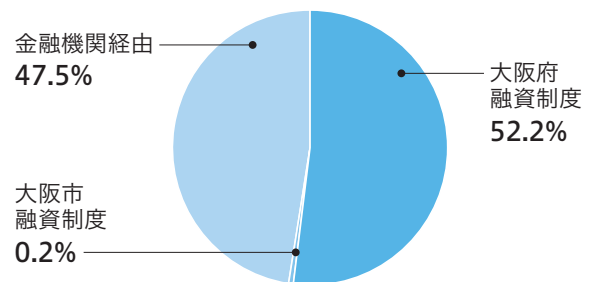
区 分	件 数	金 額	構成比
運転資金	195,190	3,545,169	94.6
設備資金	6,729	127,960	3.4
運転・設備	4,695	75,526	2.0
合計	206,614	3,748,655	100.0



■制度別

(単位:件・百万円・%)

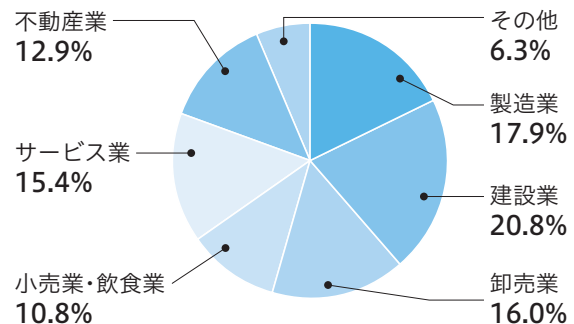
区 分	件 数	金 額	構成比
大阪府融資制度	124,629	1,958,177	52.2
大阪市融資制度	1,028	9,299	0.2
金融機関経由	80,957	1,781,178	47.5
合計	206,614	3,748,655	100.0



■業種別

(単位:件・百万円・%)

区 分	件 数	金 額	構成比
製造業	34,896	671,109	17.9
建設業	43,353	778,957	20.8
卸売業	28,878	598,874	16.0
小売業・飲食業	27,476	404,043	10.8
サービス業	38,387	576,810	15.4
不動産業	22,665	482,448	12.9
その他	10,959	236,414	6.3
合計	206,614	3,748,655	100.0



当協会の概要

中期事業計画と
経営計画

当協会の
取り組み

信用保証の
しくみ

個人情報保護宣言・
コンプライアンス

信用保証の
利用概要

令和6年度
事業報告

信用保証実績

組織機構

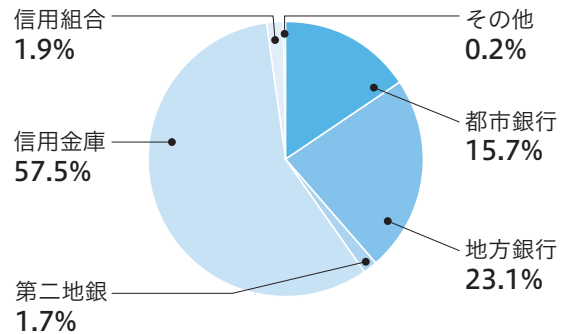
お問い合わせ窓口・
関係機関

令和6年度 代位弁済

■金融機関群別

(単位:件・百万円・%)

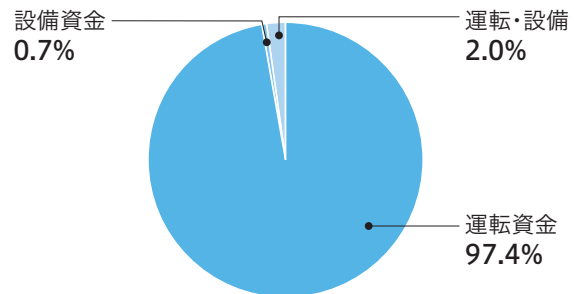
区 分	件 数	金 額	構成比
都市銀行	524	9,055	15.7
地方銀行	880	13,339	23.1
第二地銀	63	956	1.7
信用金庫	2,345	33,106	57.5
信用組合	128	1,066	1.9
その他	14	99	0.2
合計	3,954	57,621	100.0



■資金使途別

(単位:件・百万円・%)

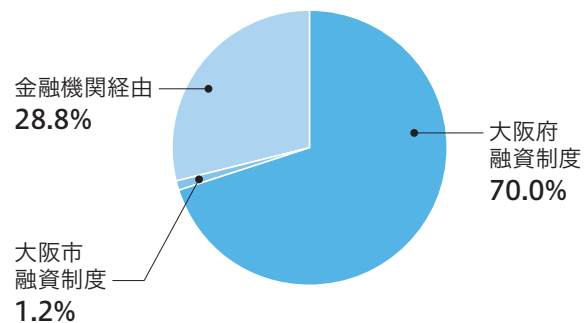
区 分	件 数	金 額	構成比
運転資金	3,803	56,112	97.4
設備資金	52	379	0.7
運転・設備	99	1,131	2.0
合計	3,954	57,621	100.0



■制度別

(単位:件・百万円・%)

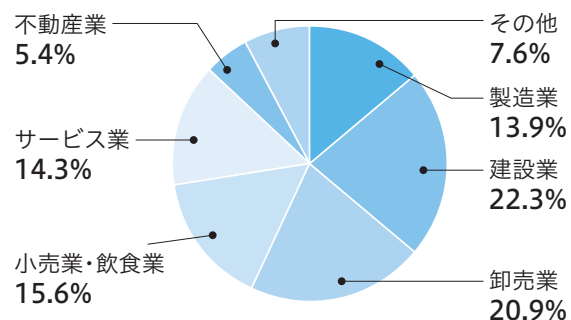
区 分	件 数	金 額	構成比
大阪府融資制度	2,732	40,339	70.0
大阪市融資制度	85	704	1.2
金融機関経由	1,137	16,579	28.8
合計	3,954	57,621	100.0



■業種別

(単位:件・百万円・%)

区 分	件 数	金 額	構成比
製造業	572	7,991	13.9
建設業	852	12,863	22.3
卸売業	705	12,060	20.9
小売業・飲食業	741	8,998	15.6
サービス業	623	8,233	14.3
不動産業	202	3,083	5.4
その他	259	4,393	7.6
合計	3,954	57,621	100.0



当協会の概要

中期事業計画と
経営計画当協会の
取り組み信用保証の
しくみ個人情報保護宣言・
コンプライアンス信用保証の
利用概要令和6年度
事業報告

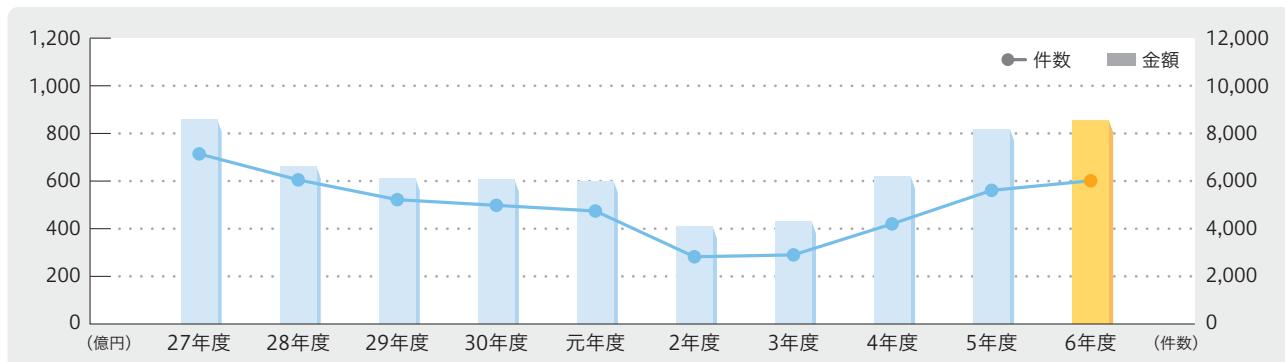
信用保証実績

組織機構

お問い合わせ窓口・
関係機関

期中管理・代位弁済率(10ヵ年推移)

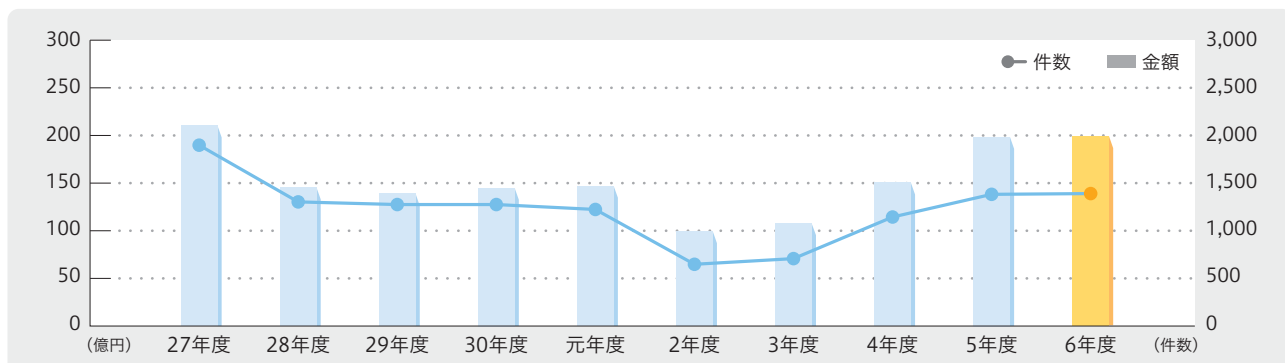
■延滞事故報告受付



(単位: 件・百万円)

年 度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
件数	7,286	6,093	5,384	5,003	4,869	2,950	2,970	4,178	5,649	6,033
金額	85,068	67,422	61,085	60,410	59,882	40,782	43,666	60,116	80,581	84,876

■期中管理残高

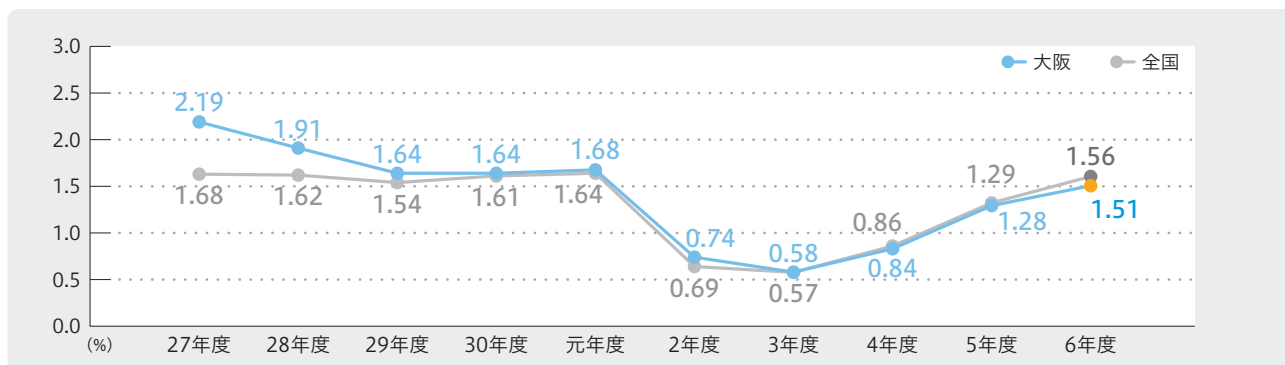


(単位: 件・百万円)

年 度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
件数	1,902	1,372	1,272	1,269	1,188	688	714	1,102	1,343	1,371
金額	20,950	14,612	13,473	14,527	14,939	9,940	11,218	15,016	19,618	19,922

※ここでいう期中管理とは、金融機関から事故報告書を受領して以降、正常化もしくは代位弁済に至るまでの管理をいいます。
 なお、一般的に期中管理とは、信用保証書発行後に貸付が行われてから完済(代位弁済を含む。)に至るまでに金融機関が行う債権の管理・保全のことを指します。

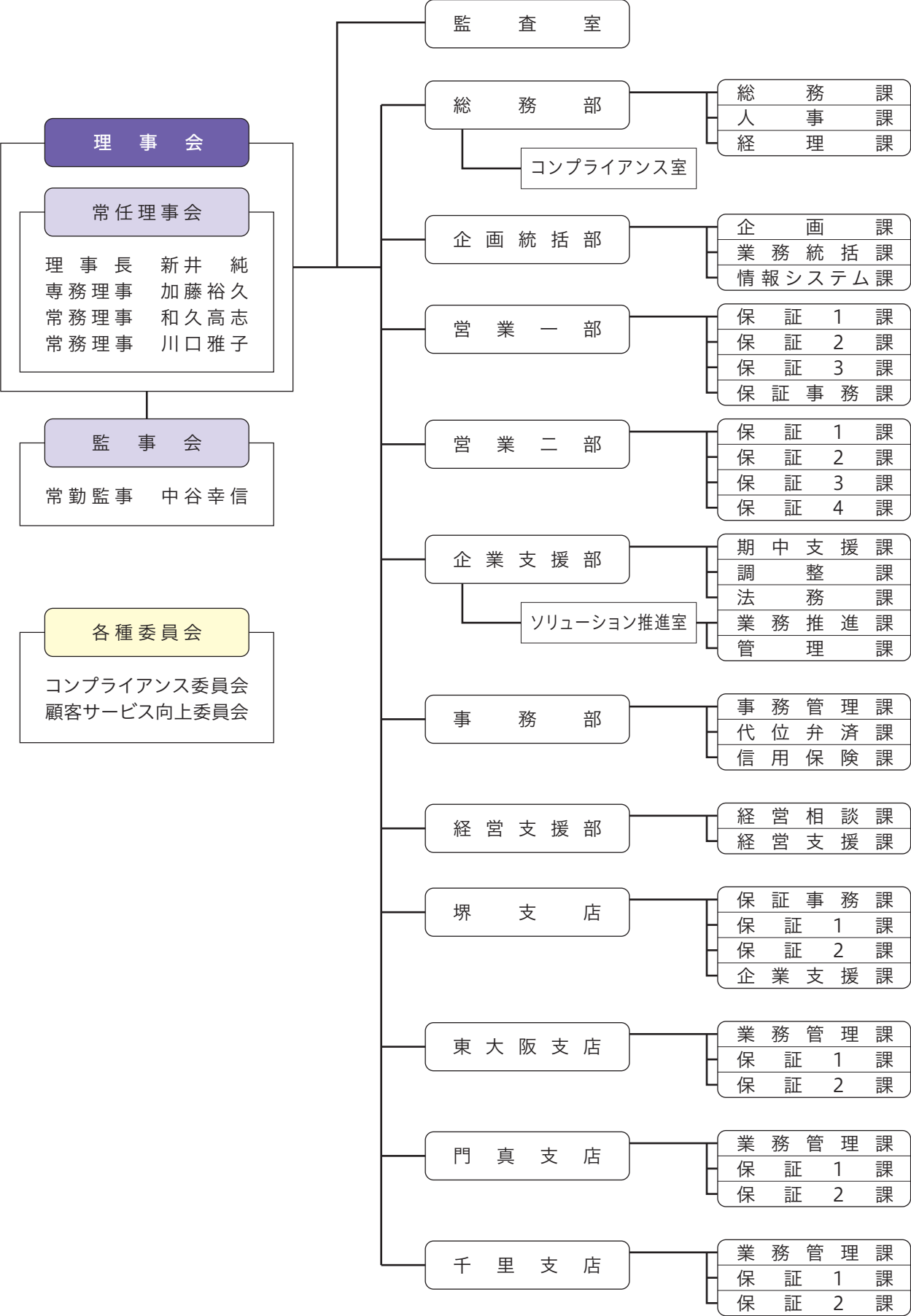
■平残代位弁済率



$$\text{※平残代位弁済率} = \frac{\text{年度代位弁済額}}{\text{年度保証債務平均残高}} \times 100$$

組織機構

(令和7年4月1日現在)



当協会の概要

中期事業計画と
経営計画

当協会の
取り組み

信用保証の
しくみ

個人情報保護宣言・
コンプライアンス

信用保証の
利用概要

令和6年度
事業報告

信用保証実績

組織機構

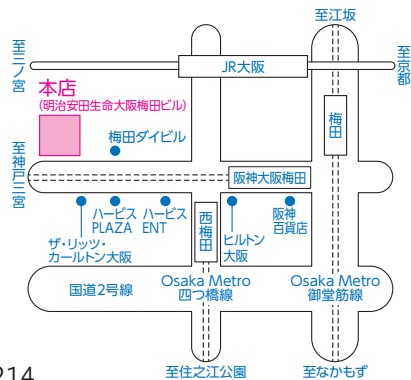
お問い合わせ窓口・
関係機関

お問い合わせ窓口

本店

	部署名	電話番号
代表	総務部 総務課	06-6131-7567
再生支援に係るご相談	企業支援部 ソリューション推進室 業務推進課	06-6131-4538

※お客さまからの保証お申し込み・ご相談は、サポートオフィスにて行っています。



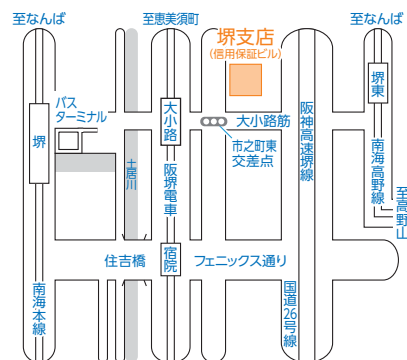
■住所
〒530-8214
大阪市北区梅田3-3-20 (明治安田生命大阪梅田ビル4～7・9階)

Osaka Metro四つ橋線「西梅田駅」北改札
最寄駅 JR「大阪駅」西口
阪神電車「大阪梅田駅」西口

■保証業務区域
大阪市、松原市、藤井寺市、羽曳野市、富田林市、
太子町、河南町、千早赤阪村

堺支店

	部署名	電話番号
保証お申し込み・ご相談	保証事務課	072-223-3011



■住所
〒590-0946
堺市堺区熊野町東3-1-4 信用保証ビル

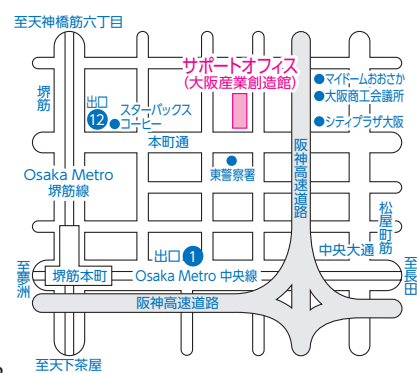
阪堺電車「大小路駅」東口
最寄駅 南海本線「堺駅」東口
南海高野線「堺東駅」西出口

■保証業務区域
堺市、高石市、泉大津市、和泉市、岸和田市、貝塚市、
泉佐野市、泉南市、阪南市、大阪狭山市、河内長野市、
忠岡町、熊取町、田尻町、岬町

サポートオフィス

	部署名	電話番号
保証お申し込み・ご相談	経営支援部 経営相談課	06-6260-1730
経営支援に係るご相談	経営支援部 経営支援課	06-6260-1720

※本店保証業務区域のお客さまの保証お申し込み・ご相談はこちらで行っています。

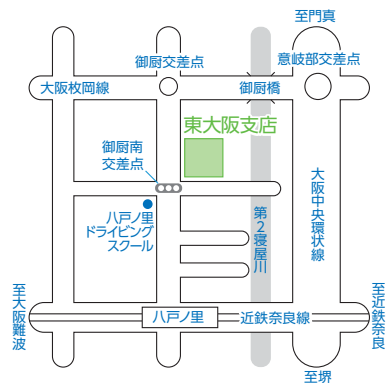


■住所
〒541-0053
大阪市中央区本町1-4-5 (大阪産業創造館10階)

最寄駅 Osaka Metro中央線・堺筋線「堺筋本町駅」

東大阪支店

	部署名	電話番号
保証お申し込み・ご相談	業務管理課	06-6781-9511



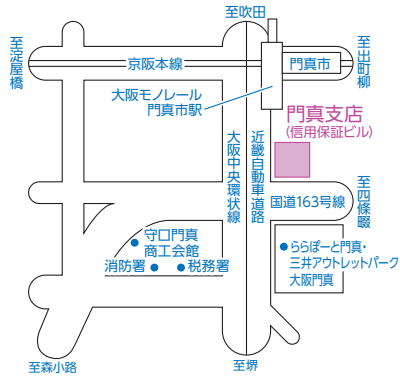
■住所
〒577-0035
東大阪市御厨中2-1-1

最寄駅 近鉄奈良線「八戸ノ里駅」

■保証業務区域
東大阪市、八尾市、柏原市

門真支店

	部署名	電話番号
保証お申し込み・ご相談	業務管理課	06-6906-2511



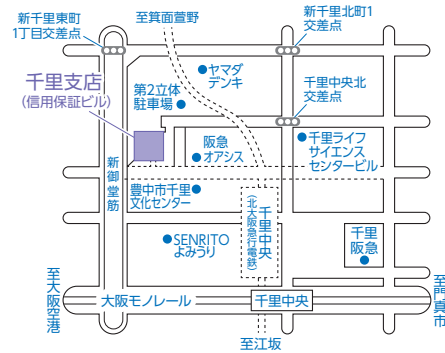
■住 所
〒571-8567
門真市新橋町34-21 信用保証ビル

最寄駅 京阪本線「門真市駅」
大阪モノレール「門真市駅」

■保証業務区域
門真市、守口市、大東市、寝屋川市、枚方市、
交野市、四條畷市

千里支店

	部署名	電話番号
保証お申し込み・ご相談	業務管理課	06-6835-3005



■住 所
〒560-0082
豊中市新千里東町1-2-4 信用保証ビル

最寄駅 北大阪急行「千里中央駅」北改札口
大阪モノレール「千里中央駅」

■保証業務区域
豊中市、池田市、箕面市、吹田市、摂津市、
茨木市、高槻市、島本町、豊能町、能勢町

関係機関

●一般社団法人 全国信用保証協会連合会

全国の信用保証協会を会員とした組織で、中小企業金融や信用保証業務改善のための調査・研究、保証協会団信制度の事務等を行っています。

●保証協会債権回収株式会社(保証協会サービサー)

信用保証協会からの委託により、債権の管理回収業務を行っています。

●一般財団法人信用保証サービスセンター

大阪府内の中小企業等の振興を図るために、調査・研究および刊行物の発行等の業務を行っています。

●保証協会コンピュータサービス株式会社(HCS株)

信用保証協会の事務効率化および省力化ならびにシステムリスクの縮減を目的として開発した保証協会業務共同化システム(ORBITシステム)を運営しています。

当協会の概要

中期事業計画と
経営計画当協会の
取組み信用保証の
しくみ個人情報保護宣言・
コンプライアンス信用保証の
利用概要令和6年度
事業報告

信用保証実績

組織機構

お問い合わせ窓口・
関係機関



当協会Webサイトでは、保証制度のご案内や経営支援サービスなど、お客さまの経営に役立つ情報を発信しています。
経営支援に関するイベント・セミナーの最新情報も掲載していますので、ぜひご覧ください。

〈Webサイト〉



<https://www.cgc-osaka.jp>

当協会LINEでもセミナー・イベントの開催情報等を随時発信しています。
ぜひ、お友だち登録をお願いいたします。

LINE ID
@cgc-osaka

